

第5次廃棄物減容(量)化基本計画



平成 27 年 7 月

東京たま広域資源循環組合

計画の策定にあたって



東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）は、

昭和 55 年に多摩地域の一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理を事業目的として設立され、周辺環境への配慮と適正な廃棄物処理を最優先に事業に取り組んでまいりました。

日の出町の皆様の同意を得て、昭和 59 年から平成 10 年の間は谷戸沢処分場において、平成 10 年以降は二ツ塚処分場において一般廃棄物の埋立処分を行い、平成 26 年には「処分場開設 30 周年」を迎えることができました。これまでの間、循環組合が事業を続けることができましたのは地元をはじめ関係者各位のご理解とご協力があったからこそであり、心より感謝を申し上げます。

また、平成 18 年から稼働しているエコセメント化施設は順調に運営されており、平成 27 年 4 月にはエコセメント出荷量が 100 万トンに達しました。二ツ塚処分場の長期にわたる使用に向けた不可欠な事業として、今後もエコセメント事業の安定した運営に努めてまいります。

循環組合では、処分場を計画的に運営するため、平成 5 年から 4 次にわたり廃棄物の減容（量）化計画を策定し、社会環境等の変化に応じた目的や施策等を設定しながら、組織団体とともに廃棄物の減容（量）化に取り組んできました。現在では、二ツ塚処分場に埋め立てている不燃物の量は組織団体によるリサイクル推進の効果もあり大幅に減少しています。循環型社会の実現に向けた社会的ニーズが一段と高まっている中、循環組合の先進的な取組は、今後ますます注目されるものと考えております。

こうした中、処分場を取り巻く環境の変化など踏まえ、運営上生じる課題への対応などを目的に、新たに「第 5 次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定しました。

今後とも、多摩地域約 400 万人の暮らしを支える最終処分場を可能な限り維持しエコセメント事業による資源循環型社会への寄与を実現していくため、本計画の実施について、各組織団体をはじめ関係各位の一層のご協力をお願いいたします。

東京たま広域資源循環組合

管 理 者

長友 肇樹

目 次

【概説編】	1
1はじめに	3
1.1 計画策定の経緯・背景等	3
1.2 第5次廃棄物減容（量）化基本計画策定の背景	5
1.3 計画の目的	6
1.4 計画の方針	7
1.5 計画の枠組み	8
2搬入量の推移等と搬入目標の設定	10
2.1 第4次計画の目標達成状況	10
2.2 搬入量の将来の見通し	15
2.3 搬入目標の設定	17
2.4 目標達成に向けた取り組みについて	19
3主要課題と対応	20
3.1 乾燥灰の搬入に係る仕組みづくり	20
3.2 搬入配分量算出方法の変更	34
3.3 不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更	36
3.4 鳥インフルエンザについて	38
4計画の進行管理	40
【詳説編】	41
5搬入配分量の設定	43
5.1 搬入配分量の考え方	43
5.2 使用する統計データ	46
6負担金の算定	47
6.1 基本的な考え方	47
6.2 負担金予算配分	48
6.3 超過金・貢献金の精算	50
7搬入実績の管理	51
7.1 基本的な考え方	51
7.2 搬入日及び時間・覆土厚について	53
8今後の課題	54
8.1 エコセメント製品の使用量に応じた制度について	54
8.2 不燃残さのエコセメント化について	55
8.3 焼却残さの数値目標の考え方について	55
【資料編】	57
9搬入配分量の計算式	59
9.1 搬入団体共通原単位	59
9.2 搬入配分量	61
9.3 エコセメント化施設の大規模修繕実施時の特例措置	63

10 搬入実績の管理について	64
10.1 体積換算係数の算定方法	64
10.2 搬入実績に係る報告	68
10.3 具体的な負担金算定方法	72
11 策定委員会について	76

【 概説編 】

1 はじめに

1.1 計画策定の経緯・背景等

(1) 減容(量)化基本計画とは

減容（量）化基本計画は、最終処分場の長期間にわたる活用・組織団体のごみ減量の更なる推進、事業の安全・安定かつ効率的な運営及び東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という）が直面する課題への対応等に向け、25市1町で構成される組織団体とともに策定する中期計画である。

本計画は、谷戸沢処分場を運営していた平成5年度に第1次の計画を策定して以来、第4次まで随時更新している。

計画策定の背景は当組合を取り巻く社会環境等に応じて変化しており、その都度、状況変化に応じた目的や施策等を設定している。

これまでの計画の概要は、下記のとおりである。

[これまでの計画の概要]

①（第1次）計画の概要

- 計画の背景：
 - ・谷戸沢処分場が終了予定年度（平成8年度）より前に、満杯になる恐れ
 - ・第二処分場も計画より大幅に早く満杯になる可能性

- 計画年度：
 - ・平成5年度～平成8年度

※終了年度は定めていなかったが、第2次計画の策定により平成8年度が最終年度となった。

- 計画の目的：
 - ・谷戸沢処分場の減容（量）化施策による延命化（平成8年度まで）
 - ・第二（二ツ塚）処分場を減容（量）化施策による10年間以上の使用可能化

- 主な施策等：
 - ・組織団体別搬入配分計画及び搬入量管理計画の設定
 - ・搬入配分量に基づく負担金制度（超過金・貢献金制度含む）など

②第2次計画の概要

- 計画の背景：
 - ・地域住民の自然環境保全に対する意識の高まりやリサイクル法の制定など清掃事業を取り巻く環境の変化

- 計画年度：
 - ・平成9年度～平成17年度

※当初は二ツ塚処分場の使用期間（平成24年度）が終了年度であったが、第3次計画の策

定により平成 17 年度が最終年度となった。

- 計画の目的：・最終処分場のより確実な計画的・安定的利用
- 主な施策等：・二ツ塚処分場開設に伴う組織団体別搬入配分計画等の見直し
　　・搬入量の管理計画の設定
　　・二ツ塚処分場に関する負担金制度の設定 など

③第3次計画の概要

- 計画の背景：・循環型社会の形成を目指した動きの本格化
　　・平成 18 年度からのエコセメント事業の稼働
- 計画年度：・平成 18 年度～平成 22 年度（5年間）
- 計画の目的：・二ツ塚処分場埋立空間の有効利用
　　・組織団体のごみ減量の更なる推進
　　・エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用
- 主な施策等：・平成 22 年度の埋立進捗率を 50% 以下に抑制
　　・減容(量)化努力を最大限引き出すための超過金・貢献金制度の見直し
　　・搬入配分量算定方法の簡素化 など

(2) 第4次（現行）計画の概要

- 計画の背景：
　　エコセメント事業の開始に伴い、焼却残さの埋立が無くなり全量資源としてリサイクルが可能になるとともに、組織団体によるリサイクルの推進により不燃残さの搬入量が大幅に減少したため、二ツ塚処分場の長期間にわたる使用が可能になった。
- 計画年度：平成 23 年度～平成 27 年度（5年間）
- 計画の目的：・二ツ塚処分場の延命化
　　・エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用
- 主な施策等：・平成 27 年度の不燃残さ・焼却残さを平成 22 年度比で 10% 減容(量)
　　・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり
　　・乾燥灰の搬入量増加を見据えた負担金の算定方法の見直し
　　・エコセメント化事業開始に伴う超過金・負担金制度の見直し
　　・埋立量の減少に伴う不燃物搬入日数の見直し
　　・組織団体によるエコセメントの利用促進 など

1.2 第5次廃棄物減容（量）化基本計画策定の背景

エコセメント事業が軌道に乗ったことにより、それまで埋め立てざるを得なかった焼却残さは全量資源として再利用できるようになった。また、不燃残さの搬入量は、組織団体によるリサイクル推進も重なり大幅に削減したことから、ピークである平成12年度と比べて約98%減少した。この結果、多摩地域は循環型社会を実現する環境先進地域として更に大きく歩を進めることになった。

一方、国においては、平成25年5月に第3次循環型社会基本計画が閣議決定される等、循環型社会の実現に向けた社会的ニーズは一段と高まっており、循環組合の先進的な取り組みは、今後ますます注目されるものと考えられる。

今後は、引き続きニッ塚処分場を一日でも長く利用できるよう廃棄物の減容（量）化を着実に進めるとともに、エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用を図ることが必要になっている。また、搬入される残さの大半を占める焼却残さについては、これまで順調に減少してきたが、近年複数の組織団体における中間処理施設の更新や施設の機能変更によって質及び量に変化が生じている。「第5次減容（量）化基本計画（以下「第5次計画」という）」の期間中も複数の更新・機能変更が予定されていることから、エコセメント化施設の乾燥灰受入能力を超える事態も想定しておく必要がある。

こうした状況の変化や循環組合に求められる社会的事項等も踏まえ、多摩地域における循環型社会の実現と最終処分の着実な実施に向け、第5次計画を策定する。

○循環型社会の実現に向けた社会ニーズの一段の高まり

○複数の中間処理施設における更新や機能変更



図1-1 ニッ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

1.3 計画の目的

(1) 計画の目的

搬入される残さの質・量の変化など循環組合を取り巻く状況に変動があっても、組織団体 25 市 1 町から搬入される廃棄物の最終処分を着実に行うとともに、組織団体と協力して廃棄物の減容（量）化に努め、さらにエコセメント化施設を安定的に運営し、資源循環型社会の構築に寄与することを目指し、本計画の目的を下記のとおりとする。

「一般廃棄物の最終処分の着実な実施と資源循環型社会への寄与」

(2) 循環組合の役割

計画の目的実現に向け、循環組合は、以下の役割を担っていく。

■ 安定的な資源循環・最終処分

周辺の環境に影響を与えることなく、将来的な搬入残さの質及び量の変化に対応した安定的な処理を行う。

■ 可能な限りの廃棄物の減容（量）化

3R の優先順位に則り、組織団体と協力して引き続き可能な限り廃棄物の減容（量）化を推進していく。

なお、詳細な項目の作成にあたっては、下記の点に留意して検討を進める。

- i . 減量・資源化への積極的な姿勢を維持する、取組の先進性を継続した計画であること
- ii . 組織団体と協働で推進する計画であること
- iii . 将来におけるごみの質・量の変化に対応した計画であること

1.4 計画の方針

前述の背景や目的を踏まえ、下記のとおり、第5次計画の方針を設定する。この方針にしたがい計画の詳細な項目を作成する。

搬入残さの質及び量の変化に対応し、事業の安定的運営を維持・継続していく計画

(1) 埋立量の更なる抑制

循環組合は、組織団体に対して廃棄物の減容（量）化を促すとともに、エコセメント事業を導入し、二ツ塚処分場の長期的使用の実現に取り組んできた。その結果、平成25年度の不燃残さ搬入量は、ピーク時よりも98%減の1,698m³まで減少し、既に第4次計画の目標に達している。

今後は、さらに不燃残さの搬入削減を推進し可能な限り埋立量を抑制することで、二ツ塚処分場の長期にわたる使用を実現するとともに、適正かつ公平な負担金制度を確保していく必要がある。

(2) エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用

エコセメント事業は、これまで埋立処分を行ってきた焼却残さを、エコセメントの原料としてリサイクルすることで埋立量の大幅な抑制を実現させ、二ツ塚処分場の長期使用に大きく寄与している。

今後、中間処理施設の更新による焼却残さの質の変化（乾燥灰の増加）及び灰溶融施設の廃止などにより焼却残さ搬入量に増加の傾向が予想される中、組織団体との調整を十分に行い、エコセメント事業を安定かつ効率的に運用していく。

また、焼却残さは全量資源化されている状況にあるが、循環型社会に寄与するためには3Rの推進に率先して取り組む必要があることから、これまでと同様、焼却残さの更なる搬入削減に努める。

1.5 計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画の適用期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

平成 33 年度以降については、廃棄物の搬入状況やエコセメント事業の運営状況や東京たまエコセメント株式会社との契約期限（平成 37 年度）などを踏まえ、計画を見直すものとする。

なお、緊急に計画を見直す必要性が生じた場合にはこの限りではない。



図 1-2 計画期間

(2) 対象範囲

二ツ塚処分場埋立管理事業及びエコセメント事業を本計画の対象範囲とする。

(3) 対象団体

循環組合及び循環組合を構成する組織団体 25 市 1 町とする。

- | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|---------|
| ● 八王子市 | ● 立川市 | ● 武蔵野市 | ● 三鷹市 | ● 青梅市 |
| ● 府中市 | ● 昭島市 | ● 調布市 | ● 町田市 | ● 小金井市 |
| ● 小平市 | ● 日野市 | ● 東村山市 | ● 国分寺市 | ● 国立市 |
| ● 福生市 | ● 狛江市 | ● 東大和市 | ● 清瀬市 | ● 東久留米市 |
| ● 武蔵村山市 | ● 多摩市 | ● 稲城市 | ● 羽村市 | ● 西東京市 |
| ● 瑞穂町 | | | | |

なお、組織団体と搬入団体の関連及び所有する施設の概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 組織団体及び搬入団体の一覧(平成 26 年度末現在)

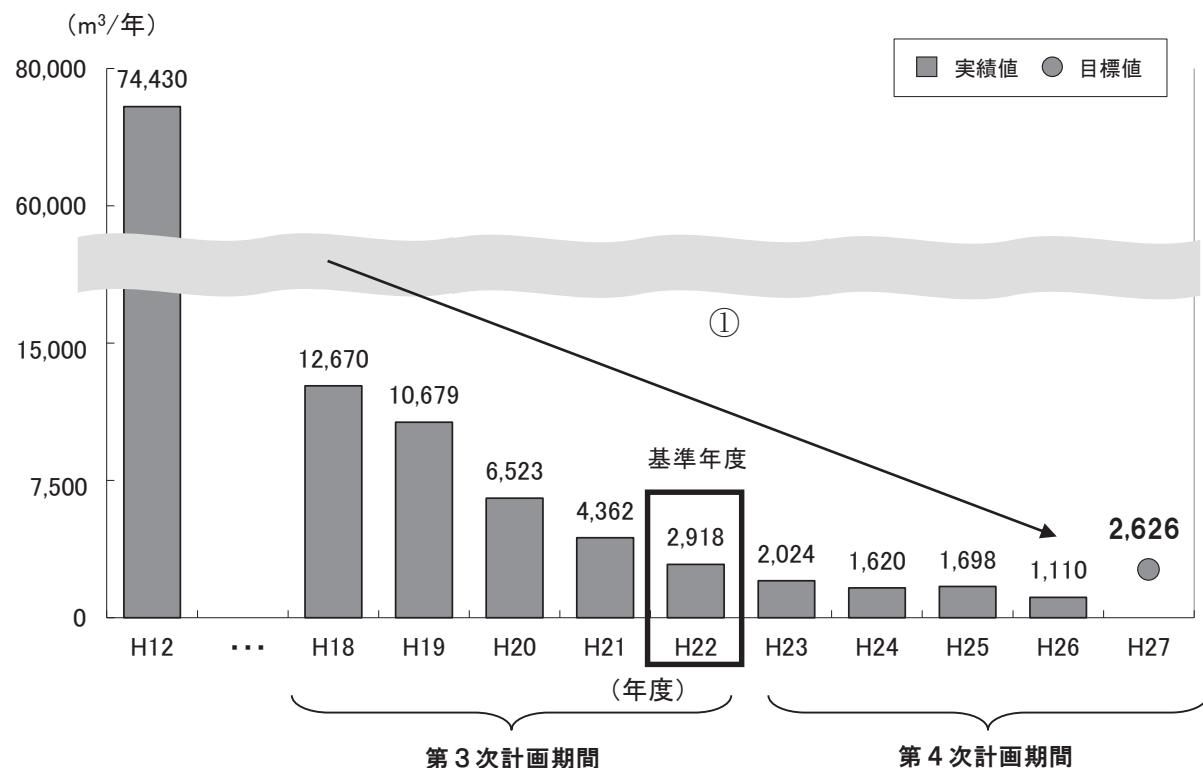
組織団体	焼却残さ		不燃残さ	
	搬入団体	施設名称	搬入団体	施設名称
八王子市	八王子市	戸吹清掃工場(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中 北野清掃工場(ストーカ式)	八王子市	戸吹不燃物処理センター
	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場(ストーカ式)	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場
立川市	立川市	立川市清掃工場(ストーカ式)	立川市	立川市総合リサイクルセンター
武蔵野市	武蔵野市	武蔵野クリーンセンター(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	武蔵野市	武蔵野クリーンセンター
三鷹市	ふじみ衛生組合	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	ふじみ衛生組合	ふじみリサイクルセンター
青梅市	西多摩衛生組合	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	青梅市	青梅市リサイクルセンター
府中市	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止予定	府中市 多摩川衛生組合	府中リサイクルプラザ クリーンセンター多摩川
昭島市	昭島市	昭島市清掃センター(ストーカ式)	昭島市	昭島市環境コミュニケーションセンター (粗大ごみ処理施設)
調布市	ふじみ衛生組合	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	ふじみ衛生組合	ふじみリサイクルセンター
町田市	町田市	町田リサイクル文化センター(流動床式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	町田市	町田リサイクル文化センター
	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場(ストーカ式)	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場
小金井市	広域支援要綱に基づく支援先 ※新施設(ストーカ式)整備予定		小金井市	小金井市中間処理場
小平市	小平・村山・大和衛生組合	小平・村山・大和 衛生組合清掃工場(ストーカ式)	小平・村山・大和衛生組合	粗大ごみ処理施設
日野市	日野市	日野市クリーンセンター(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	日野市	日野市クリーンセンター
東村山市	東村山市	東村山市秋水園(ストーカ式)	東村山市	東村山市秋水園
国分寺市	国分寺市	国分寺市清掃センター(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	国分寺市	国分寺市清掃センター
国立市	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止予定	多摩川衛生組合 国立市	クリーンセンター多摩川 国立市環境センター
福生市	西多摩衛生組合	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	福生市	福生市リサイクルセンター
狛江市	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止予定	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川
東大和市	小平・村山・大和衛生組合	小平・村山・大和 衛生組合清掃工場(ストーカ式)	小平・村山・大和衛生組合	粗大ごみ処理施設
清瀬市	柳泉園組合	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	柳泉園組合	柳泉園不燃・粗大ごみ 処理施設
東久留米市	柳泉園組合	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	柳泉園組合	柳泉園不燃・粗大ごみ 処理施設
武藏村山市	小平・村山・大和衛生組合	小平・村山・大和 衛生組合清掃工場(ストーカ式)	小平・村山・大和衛生組合	粗大ごみ処理施設
多摩市	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場(ストーカ式)	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場
稲城市	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止予定	多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川
羽村市	西多摩衛生組合	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	羽村市	羽村市リサイクルセンター
西東京市	柳泉園組合	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	柳泉園組合	柳泉園不燃・粗大ごみ 処理施設
瑞穂町	西多摩衛生組合	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	瑞穂町	みずほリサイクルプラザ

2 搬入量の推移等と搬入目標の設定

2.1 第4次計画の目標達成状況

(1) 不燃残さ

平成 18 年度から平成 26 年度にかけての不燃残さ搬入実績量の推移を図 2-1 に示す。この量は、組織団体のごみ有料化、プラスチック類の分別収集等による減容（量）化努力、不燃ごみの処理方法の変更等により、近年は減少傾向が続いている。第 4 次計画の目標である「平成 27 年度の搬入量を平成 22 年度比で 10% 減容（量）：2,626 m³/年」を、現時点で既に達成している。



②

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
非搬入団体数	9	9	10	10	11	11	11	11	12

図 2-1 不燃残さ搬入量実績及び非搬入団体数の変化

[図 2-1 の説明]

- ① 平成 18 年度から平成 26 年度にかけては、不燃残さの搬入量は大幅に減少している。これは、ごみ有料化やプラスチックなどの分別収集及びリサイクルの拡大など、組織団体の減容（量）化努力の成果が大きく反映したと考えられる。例として、八王子市の容器包装プラスチック及びペットボトルの資源化拡大（平成 22 年 10 月～）、東村山市の容器包装プラスチック分別収集の開始（平成 19 年 1 月～）等が挙げられる。（13 頁. 図 2-3 の多摩地域における収集不燃ごみ量実績の減少傾向に一致）
- ② 不燃残さ非搬入団体は、平成 20 年度に 10 団体、平成 22 年度に 11 団体、平成 26 年度に 12 団体まで増えている。

※不燃残さ搬入量は、ピークである平成 12 年度と比較すると平成 25 年度までに約 98% 減少している。

不燃残さについては、第4次計画の目標(平成 22 年度比で 10% の減容(量))は達成

(2) 焼却残さ

① 第4次計画の総括

平成 18 年度から平成 26 年度にかけての焼却残さの搬入実績の推移を

図 2-2 に、多摩地域における収集ごみ量の推移を図 2-3 に示す。

焼却残さは、平成 22 年度までは減少傾向にあったものの、平成 23 年度に増加に転じている。図 2-3 のとおり、ごみの収集量は増加していないことから、灰溶融炉の停止等の中間処理システムの変更が、焼却残さ搬入量の増加要因であることが分かる。現状では、第 4 次計画の目標である「平成 27 年度の搬入量を平成 22 年度比で 10% 減容(量) : 64,893 t/年」の達成は厳しい状況である。

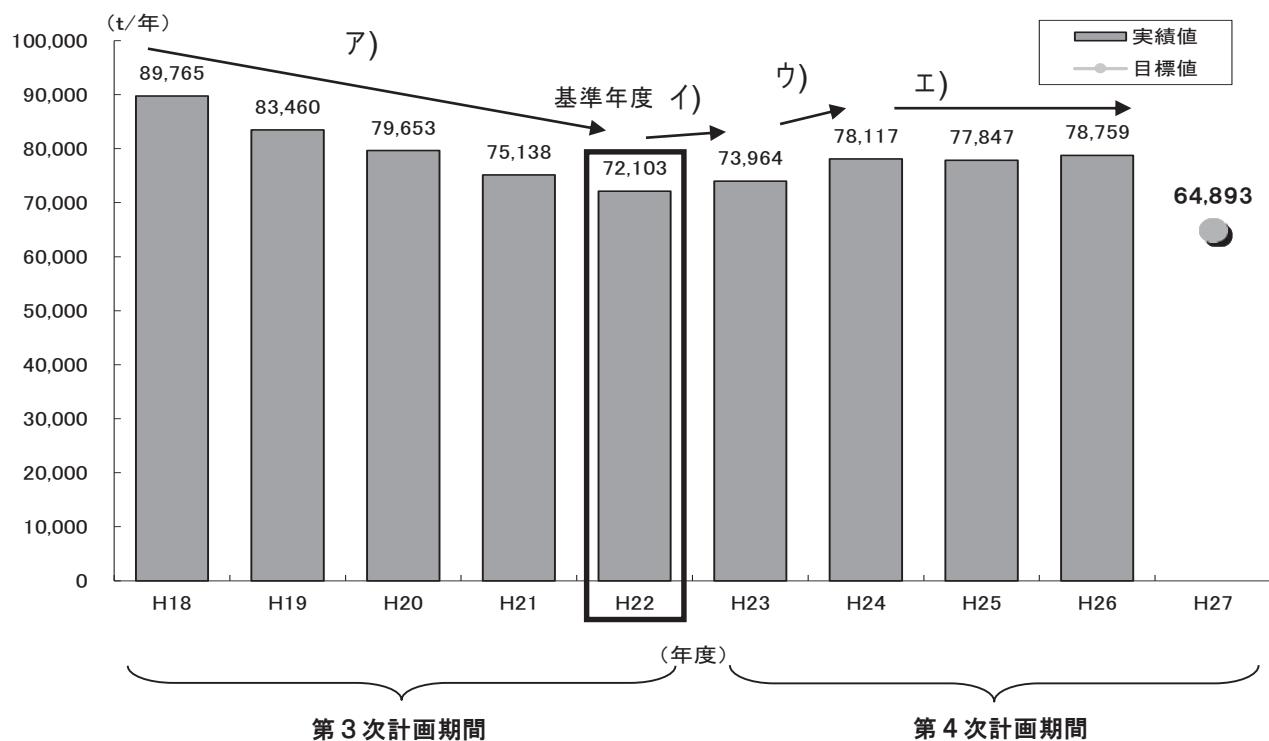


図 2-2 循環組合への焼却残さ搬入量実績

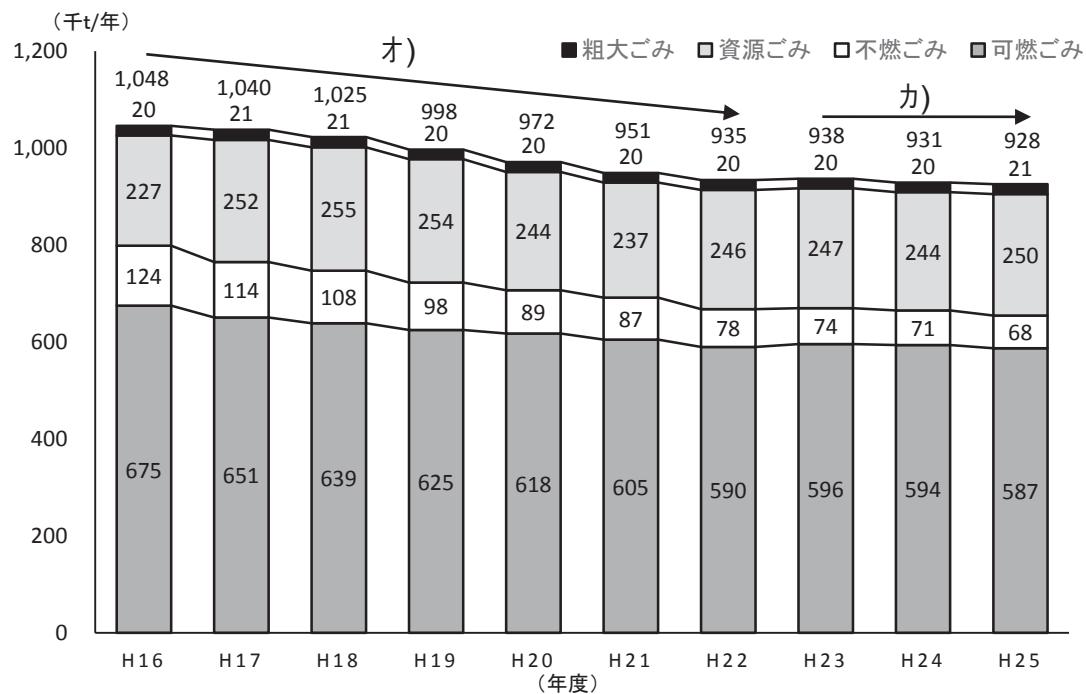
[図 2-2 の説明]

ア) 平成 18 年度から平成 22 年度にかけては、搬入量が順調に減少している。これは、多くの組織団体の減容(量)化努力によるものと考えられる。(多摩市、西東京市、三鷹市、府中市の有料化を含む)

イ) 平成 22 年度から平成 23 年度にかけては、搬入量が若干増加している。これは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による計画停電実施のため、3 月の搬入量を調整したことにより、その分が 4 月に搬入されたためと推定される。

- ウ) 平成 23 年度から平成 24 年度にかけては、八王子市戸吹清掃工場の灰溶融炉停止により、搬入量が大きく增加了。
- エ) 平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、ふじみ衛生組合の新施設稼働に伴う事業系ごみの処理による搬入量の増加があったものの、多くの組織団体の減容（量）化努力により、全体としては搬入量が減少した。その後、平成 26 年度にかけて微増しているが、3 カ年で見ると横ばいで推移している。

※第4次基本計画策定期はウ)・エ)の発生前であり、今までの搬入実績の傾向から、10%の減容（量）化を目標値とした。



出典) 多摩地域ごみ実態調査 平成 25 年度統計 (平成 26 年 8 月 東京都市町村自治調査会) より作成

図 2-3 多摩地域における収集ごみ量の推移

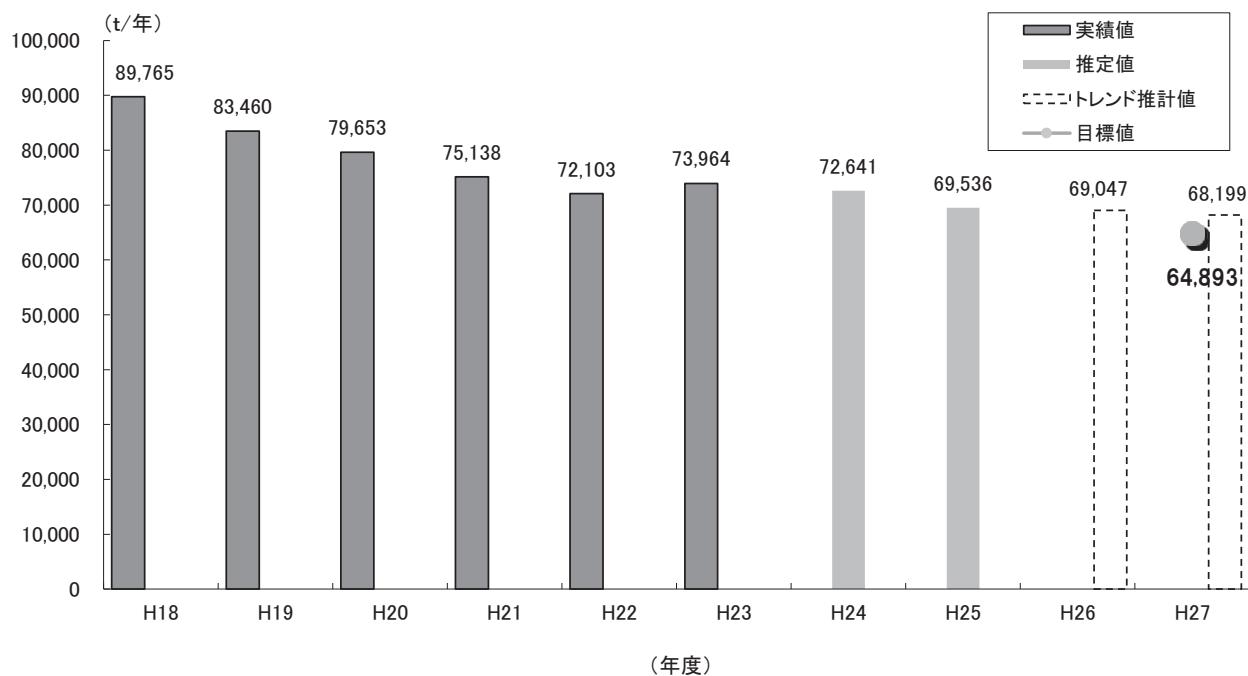
[図 2-3 の説明]

- オ) 平成 22 年度までは、多摩地域における収集可燃ごみ量が順調に減少しており、循環組合の焼却残さ搬入実績と一致している。
- カ) 平成 23 年度から平成 25 年度にかけては、多摩地域における収集可燃ごみ量は、ほぼ横ばいで推移している。

② 中間処理システムの変更がなかった場合の推定搬入量

八王子市戸吹清掃工場の灰溶融炉停止（平成 24 年度）及びふじみ衛生組合の新施設稼働（平成 25 年度本格稼働）に伴う事業系ごみの搬入量増加がなかったと仮定した場合の推定搬入量（平成 24 年度～平成 27 年度）を図 2-4 に示す。

これによると、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて搬入量は順調に減少しており、仮に中間処理システムの変更がなかった場合、目標値に近づいていると推定できる。（平成 22 年度比約 5.5% 減）



※三鷹市は、平成 21 年度に有料化を実施したため、平成 22 年度及び平成 23 年度実績の平均を採用した。

※八王子市、調布市は、過去 5 年間（平成 19 年度～平成 23 年度）の実績を基にトレンド推計により算出した。

※図中の「トレンド推計値」は、平成 23 年度～平成 25 年度の値を基にトレンド推計を行った結果である。なお、トレンド推計とは、過去の実績値のトレンドを元に近似式を用いて推計したものである。

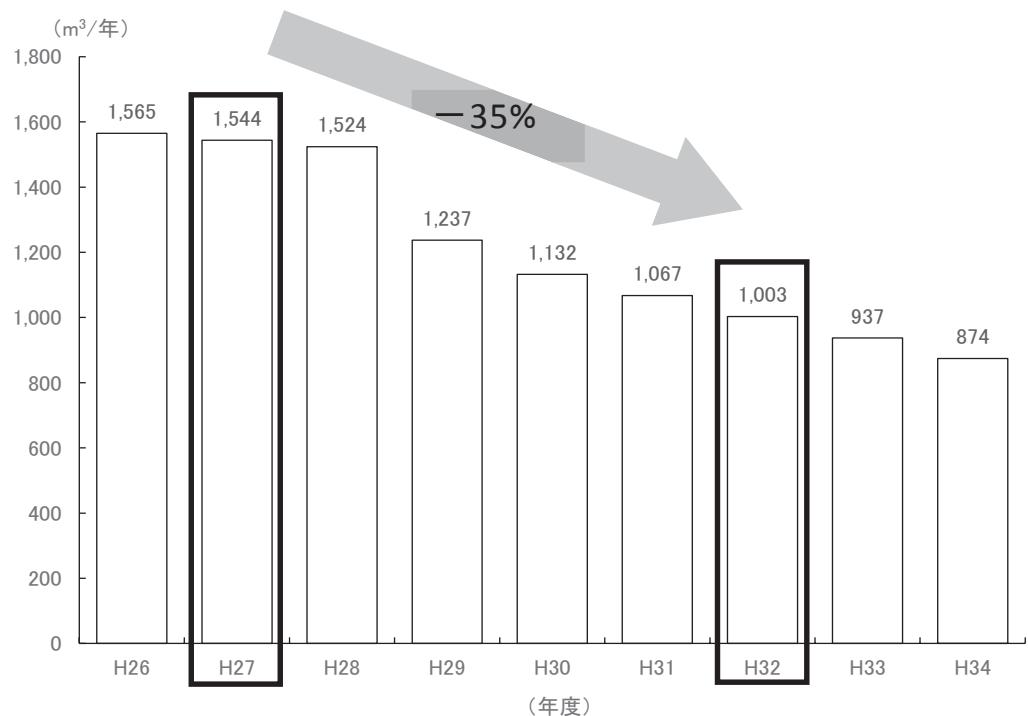
図 2-4 中間処理システムの変更がなかった場合の焼却残さ推定搬入量

- 焼却残さについては、第4次計画の目標（平成 22 年度比で 10% の減容（量））の達成は現時点では困難な状況
- 中間処理システムの変更による増加を差し引くと目標達成に近づいたと判断できる
- 目標達成に向け引き続き減容（量）化を継続する

2.2 搬入量の将来の見通し

(1) 不燃残さ

平成 25 年度に実施したアンケート結果と各組織団体の一般廃棄物処理基本計画を分析すると、不燃残さについては減容（量）化の加速度的な進展が見込まれる。アンケートでは、多くの団体から今後の搬入見込みについて「減容（量）化する見込みがある。」との回答を得るとともに、平成 27 年度から平成 32 年度までに約 35% の削減が見込まれることが判明した。



※見かけ比重 0.79kg/L（平成 26 年度 5 月の搬入廃棄物組成分析結果）での換算値

図 2-5 アンケート結果(一般廃棄物処理基本計画考慮)による組合への不燃残さ搬入見込量

(2) 焼却残さ

昨年度のアンケート結果と各組織団体の一般廃棄物処理基本計画を分析すると、焼却残さについては、組織団体が可能な限り減容（量）化に努めているが、中間処理施設の灰溶融炉の新たな停止により、搬入量の増加が見込まれる。（平成 28 年度：+5,500 t、平成 29 年度以降：+7,800 t）。その結果、焼却残さ搬入量は、平成 27 年度から平成 32 年度までに約 7% 増加する見込みである。

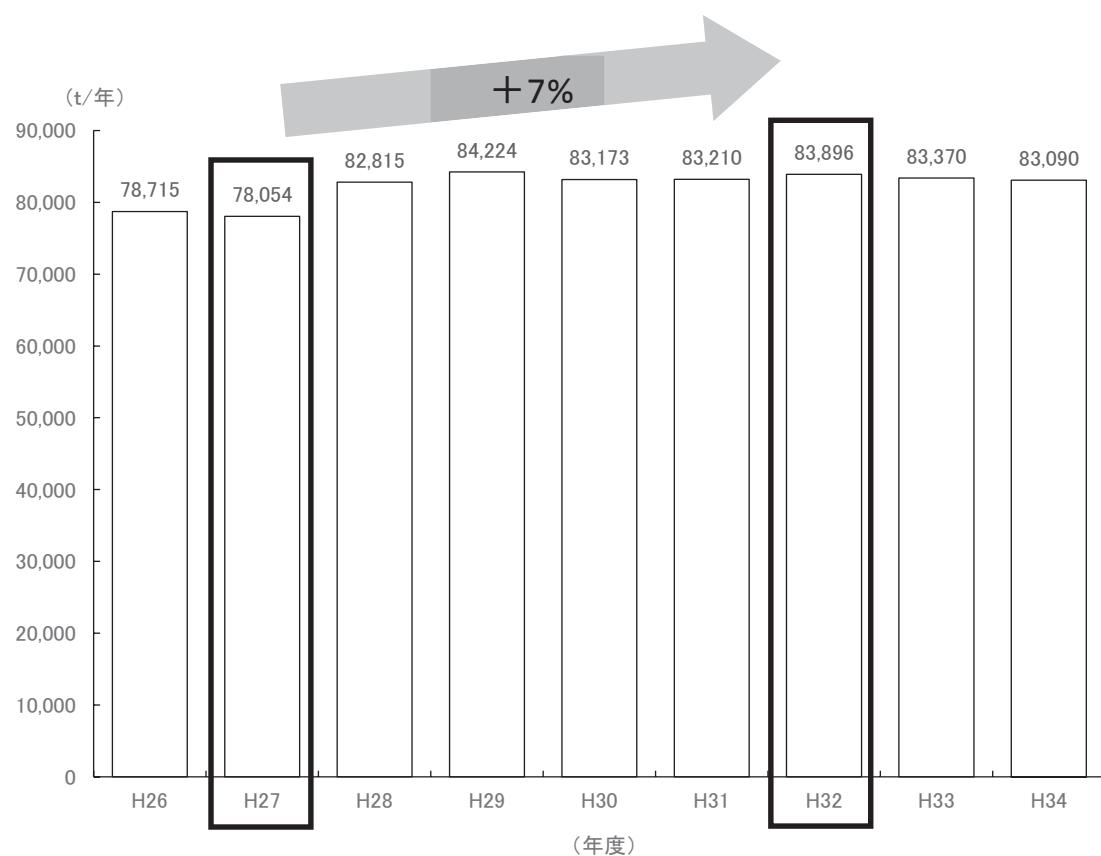


図 2-6 アンケート結果(一般廃棄物処理基本計画考慮)による組合への焼却残さ搬入見込量

2.3 搬入目標の設定

(1) 不燃残さ

組織団体へのアンケート調査結果に各組織団体の一般廃棄物処理基本計画を考慮すると、平成 27 年度から平成 32 年度にかけて 35% の減少が見込まれるが、今後も最終処分場の長期使用に向けて減容（量）化への努力を継続することが必要不可欠である。

これらを鑑み、平成 32 年度の搬入量を平成 27 年度比で 40% の減容（量）を計画の目標とする。

不燃残さ：平成 32 年度の搬入量を平成 27 年度比で 40% 減容（量）

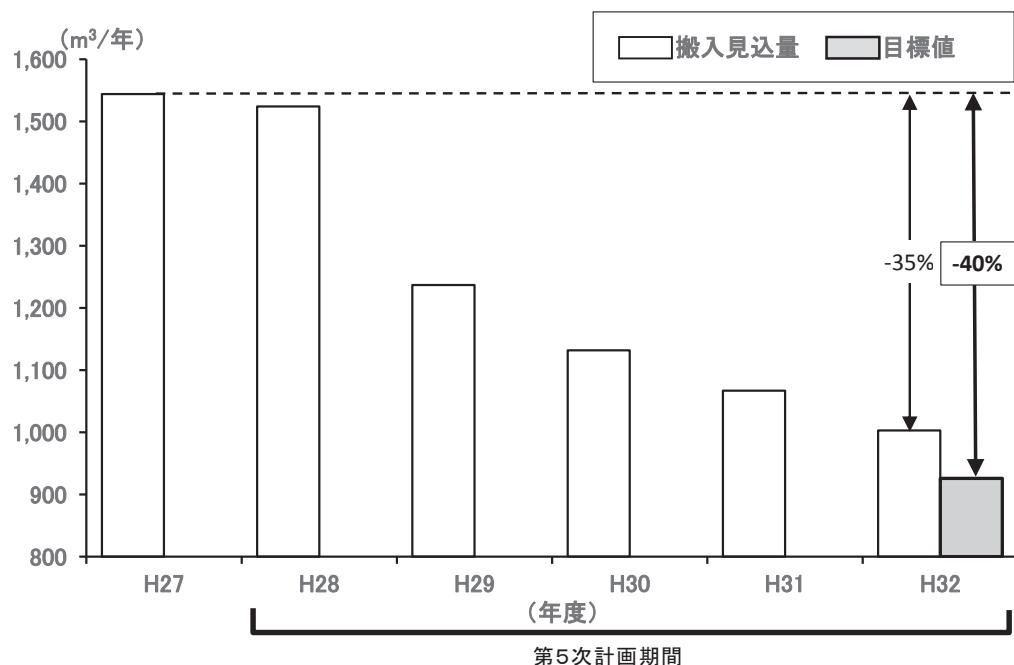


図 2-7 不燃残さの搬入見込量及び目標

(2) 焼却残さ

組織団体へのアンケート調査結果に各組織団体の一般廃棄物処理基本計画を考慮すると、焼却残さについては同期間で7%の増加が見込まれるが、3Rの推進に向け、減容（量）化に努めることが不可欠である。

このため、これらについて考慮し、平成32年度の搬入量を平成27年度比で5%の減容（量）を計画の目標とする。

焼却残さ：平成32年度の搬入量を平成27年度比で5%減容（量）

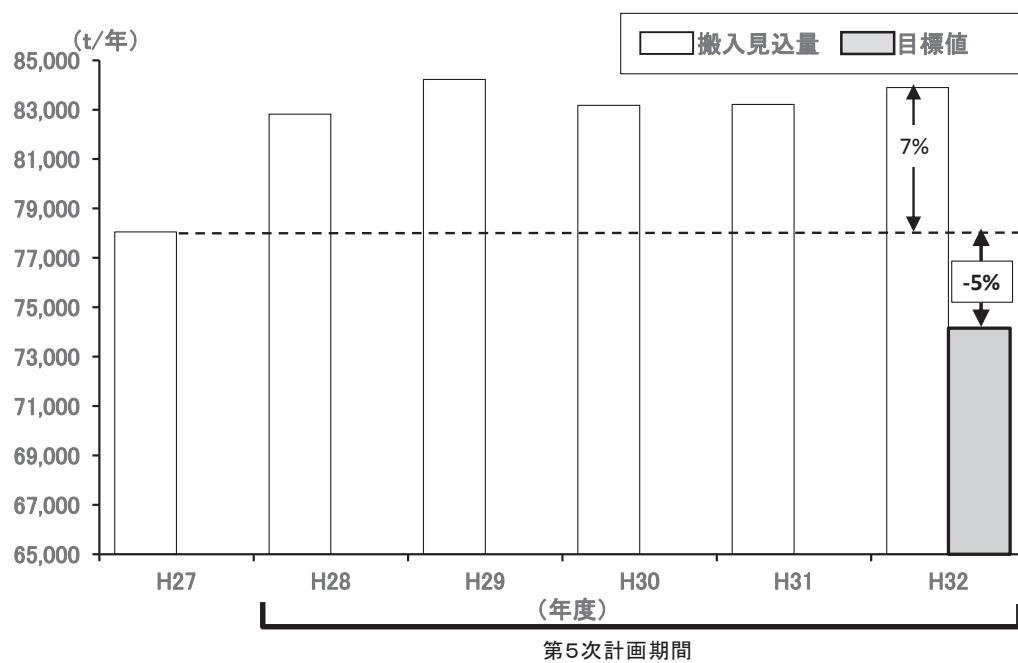


図 2-8 焼却残さの搬入見込量及び目標

2.4 目標達成に向けた取り組みについて

焼却残さ及び不燃残さ搬入量の減容（量）化のためには、各組織団体のごみ排出量の削減が必要となる。

ごみ減量に係る各種施策の中でも、ごみ有料化は減量効果が高い施策であり、組織団体 25 市 1 町のうち、現時点（平成 27 年 7 月現在）で 22 団体が実施している。残り 4 団体についても、有料化の検討を行っているところである。

また、ごみ減量に係る各組織団体の主な施策については、引き続き共有化を図り、組織団体のごみ減容（量）化を推進していく。

3 主要課題と対応

3.1 乾燥灰の搬入に係る仕組みづくり

平成 18 年度のエコセメント事業の導入にあたっては、焼却残さの搬入量をエコセメント化施設の受入能力範囲内（年間 9 万 4 千トン以内）に抑制する必要があった。その一環として、導入当時に湿灰に比べ比重の小さい乾燥灰の搬入促進を循環組合と搬入団体の間で調整を行った経緯がある。

現時点における、乾燥灰の搬入に関する仕組みづくりについては、これまでの経緯を十分に把握した上で行う必要があると考える。

(1) 焼却灰の区分（定義）

焼却灰のうち、焼却炉の底から回収される灰を**主灰**といい、焼却炉の上方から排出され、主に集じん装置によって回収される灰を**飛灰**という。

また、**湿灰**とは、飛灰を薬剤等で固化処理して搬入されたもの及び主灰を指す。**乾燥灰**とは、飛灰のうち薬剤等で固化処理をせずに搬入されたものを指す。

なお、ストーカ乾燥灰^{*1}の比重は流動床乾燥灰^{*2}よりも小さい（ストーカ乾燥灰：0.2、流動床乾燥灰：0.6）。

※1 ストーカ乾燥灰：ストーカ炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰

※2 流動床乾燥灰：流動床炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰

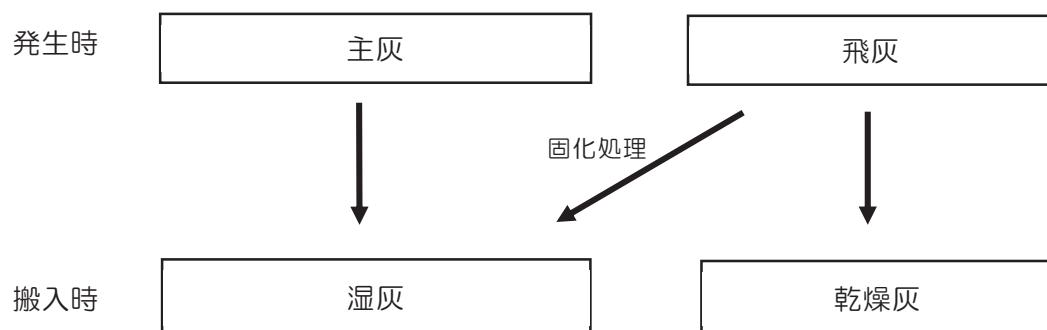


図 3-1 焼却灰の種類

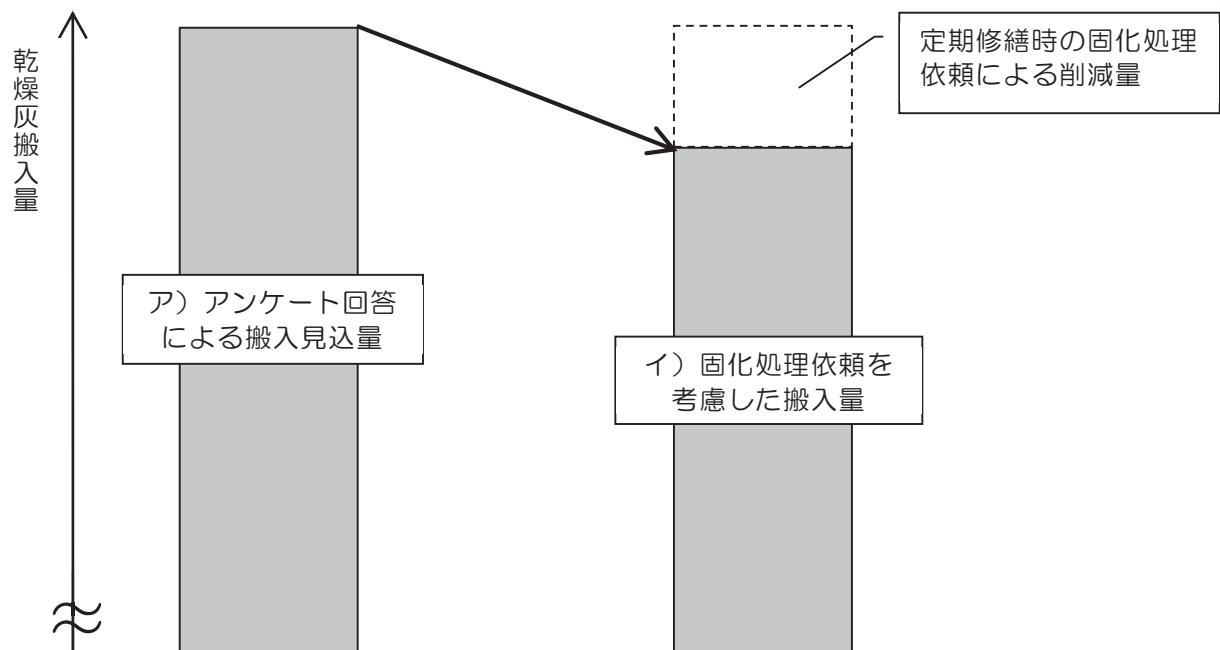
(2) エコセメント事業と乾燥灰搬入に係る主な経緯

時期	項目	備考
H14.7	<p>「エコセメント事業実施計画」策定 ○焼却残さの受入能力を 9.4 万 t/年に設定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> 飛灰の無処理による搬入 (=乾燥灰としての搬入) について、循環組合と組織団体の間で調整 </div>	<p>基本計画(H12.4)での受入能力は 12.4 万 t/年だったが、下記の要件を見直すことにより下方修正</p> <p>①組織団体の減量化政策②<u>飛灰を無処理で搬入</u>③中間処理施設更新による減量</p>
	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(八王子市、町田市、西多摩衛生組合が飛灰の無処理による搬入を決定)</p>	左記 3 団体は、エコセメント事業の開始までに中間処理施設の改修等を実施
H18.7	エコセメント事業開始	
H22.7	<p>「第 4 次廃棄物減容(量)化基本計画」策定 ○乾燥灰搬入に係る仕組を設定</p>	先行搬入団体に搬入配分量を優先的に確保する方法を導入
H24.12	エコセメント化施設の乾燥灰受入口を増設	乾燥灰の受入能力が 1.53 万 t/年 → 1.74 万 t/年に向上
H24.12	ふじみ衛生組合が乾燥灰を搬入開始	
H25.2	多摩川衛生組合が乾燥灰を搬入開始	

(3) 乾燥灰の搬入に係る現状

① 乾燥灰の搬入見込量について

将来の乾燥灰搬入見込量については、以下に示す流れにより、実際に見込まれる搬入量の検討を行った。



※各団体の基本計画の目標値を考慮すると、イ)をさらに下回る可能性がある。

図 3-2 乾燥灰の搬入見込量の検討の流れ(イメージ)

ア) アンケート回答による乾燥灰搬入見込量

循環組合への乾燥灰搬入見込量（アンケート調査結果による）は、平成 29 年度に武藏野市による乾燥灰搬入開始（搬入量：777 t/年）に伴い若干の増加が見込まれ、乾燥灰受入能力である 17,400 t/年を継続的に超過する見込み（約 100～800 t/年の超過）になっている。第 5 次計画の期間中で最大となるのは平成 29 年度であり、その見込みは 18,202 t/年である。

ただし、アンケート調査結果では平成 25 年度に 17,400 t/年を超過する見込みであったが、実際の乾燥灰搬入量は平成 25 年度、平成 26 年度ともに 17,400 t/年を下回る 15,851 t/年、15,731 t/年であった。これは、定期修繕等により、搬入団体に固化処理を依頼したことに起因している。

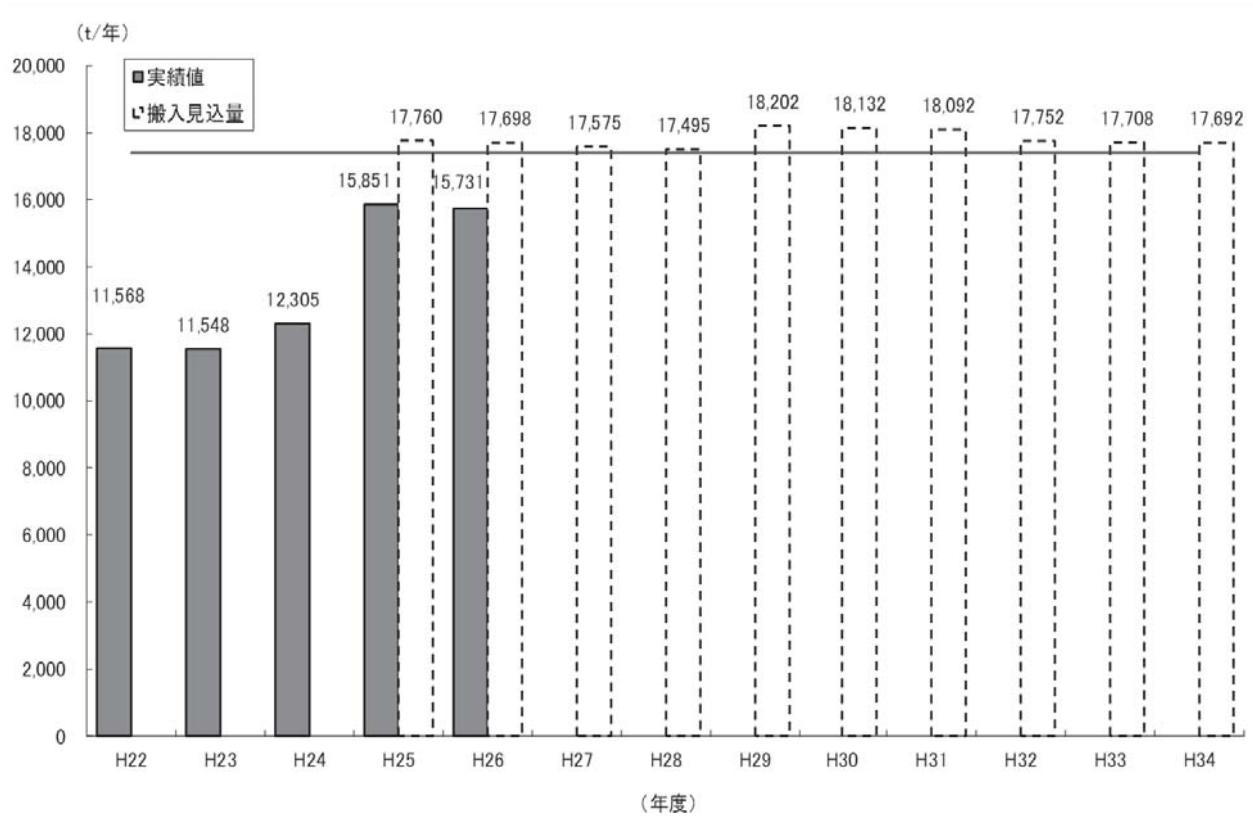


図 3-3 アンケート回答による乾燥灰搬入見込量

イ) 定期修繕による固化処理依頼を考慮した乾燥灰搬入量

近年、エコセメント化施設では定期修繕に伴い年間 18 日程度^{※1}、乾燥灰搬入団体に対して固化処理を依頼している。したがって、仮に近年と同程度の頻度で一定期間の飛灰の固化処理を依頼した場合、実際の搬入量は「アンケート回答による搬入見込量」から一定の固化処理量を差し引いて考える必要がある。この固化処理依頼を考慮した乾燥灰搬入量^{※2}を図 3-4 に示す。なお、ここでは、アンケート回答後に一部の団体からヒアリングにて得た回答を反映させた上で、固化処理依頼を考慮した数値を算出している。

乾燥灰搬入量は、最大となる平成 31 年度においても約 17,340 t/年となり、17,400 t/年を下回ることが推計される。

※1 平成 23 年度:固化処理依頼日数 20 日(乾燥灰受入日数 245 日)

平成 24 年度:固化処理依頼日数 14 日(乾燥灰受入日数 245 日)

平成 25 年度:固化処理依頼日数 19 日(乾燥灰受入日数 243 日)

※2 固化処理依頼量=アンケートの搬入見込量 × 固化処理依頼日数 / 乾燥灰受入計画日数

(ただし、固化処理依頼日数 / 乾燥灰受入計画日数は、平成 26 年度以降は平成 23 年度～平成 25 年度の平均より算出した。)

(例) 平成 26 年度: $17,363(\text{t}) \times 18(\text{日}) / 244(\text{日}) = 1,281(\text{t})$

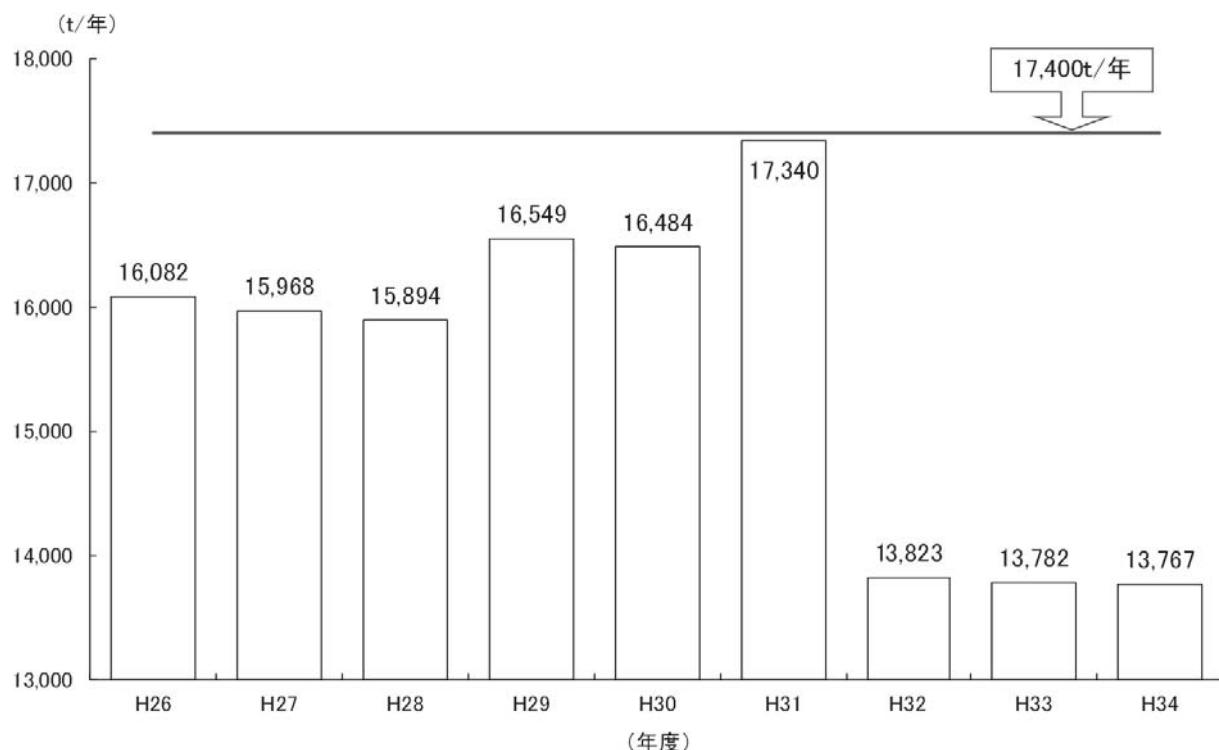


図 3-4 固化処理依頼を考慮した乾燥灰搬入量

② 乾燥灰の搬入に係る現状、受入能力超過時の懸念事項

ア) 乾燥灰搬入見込量の推移

将来の乾燥灰搬入見込量については、図3-4で示したとおり、第5次計画の計画期間である平成32年度までは、17,400t/年を下回ると想定している。

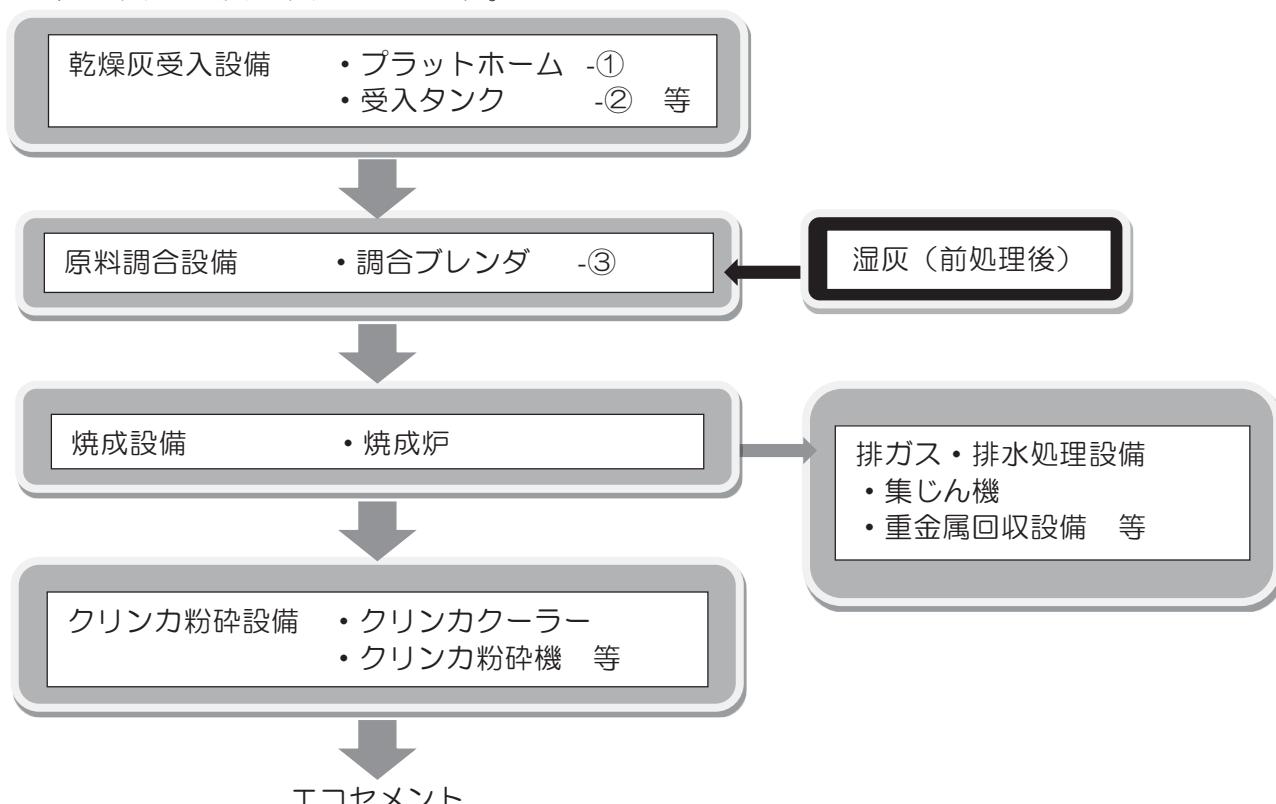
ただし、受入能力を超える事態等に備えて、17,400t/年を上回る場合の対策についても、検討を行う。

イ) エコセメントの製造工程

エコセメント化施設に搬入した乾燥灰は受入タンクに投入し、副資材（石灰石、鉄原料）を加え、前処理を行った湿灰と一緒に調合ブレンダによって混合する。

調合したエコセメント原料は、焼成炉で焼成し、エコセメントの中間製品であるエコセメントクリンカになる。これに石こうなどを加えて粉碎し、エコセメントを生成している。

焼成時に発生したエコセメント化施設の飛灰は、排ガス処理設備によって適正に処理し、重金属回収設備で重金属類を分離回収している。エコセメントの製造フロー及び製造工程を図3-5及び図3-6に示す。



※ 図中の番号は図3-6の番号と対応

図3-5 エコセメントの製造フロー

多摩地域廃棄物エコセメント化施設 工程図

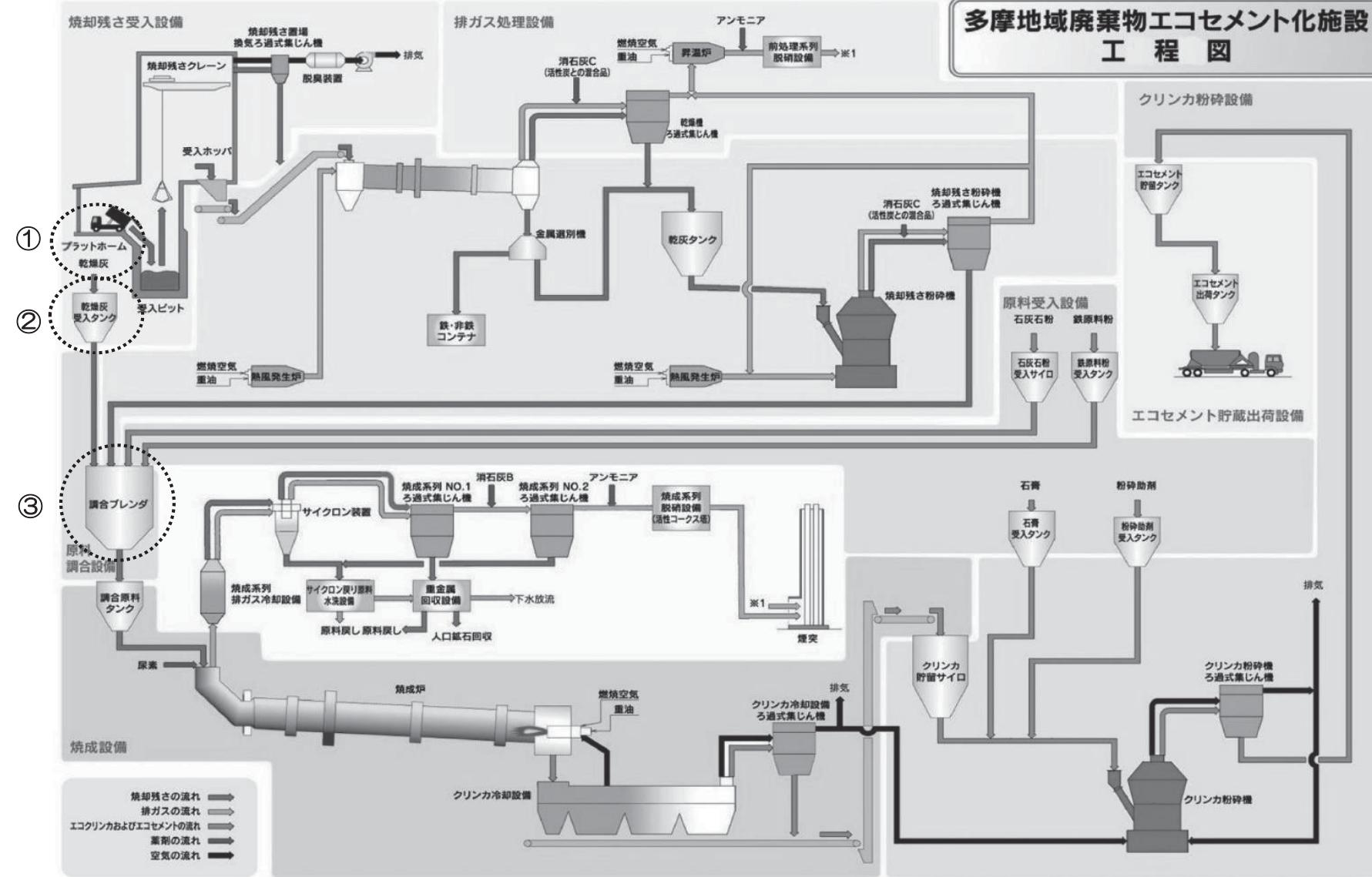


図 3-6 エコセメントの製造工程

(4) 乾燥灰の搬入に係る検討と対応策

① 受入能力超過時の懸念事項

ア) 搬入時間、搬入台数(図 3-6①)

<現状>

現在の受入時間は9時～16時（ただし冬期の12～2月は9時～15時半）である。乾燥灰の搬入には、車両の種類にもよるが、圧送するため1台あたり40分～1時間程度かかる。また、車両入口と受入口の場所の関係から受入口No.1とNo.2を利用する車両は縦列で停車することとなるため、受入口No.2に車両が停車している時には受入口No.1を利用した車両はプラットホームから出ることができない。なお、搬入頻度については搬入台数の変動はあるものの、どの団体も概ね毎日搬入している。

<懸念事項>

現在1台あたりの搬入に要する時間と縦列停車せざるをえない状況を勘案すると、搬入車両の受入枠の余裕は2台/日程度しかなく、乾燥灰の量が大幅に増加した場合、受入時間内での搬入が困難となる。

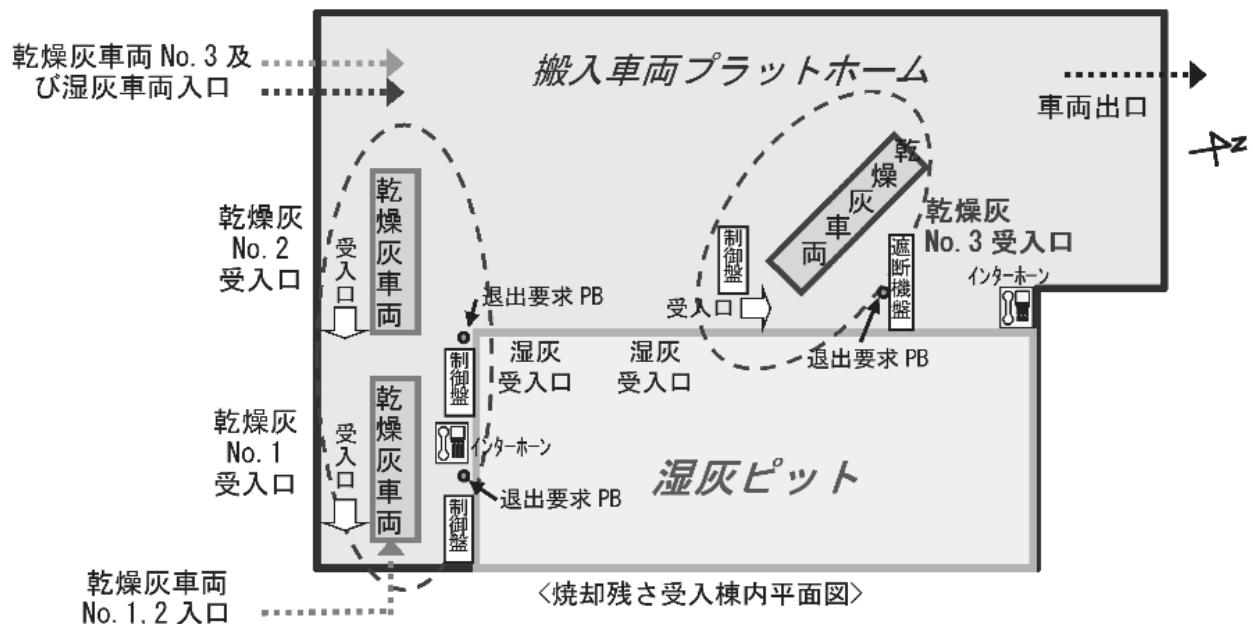


図 3-7 焼却残さ受入棟内平面図

イ) 受入タンク(図 3-6②)

<現状>

受入タンクは合計 4 基あり、流動床乾燥灰用のタンクは 2 基、ストーカ乾燥灰用のタンクは 2 基である。なお、ストーカ乾燥灰は比重が小さいため、理論上は、流動床乾燥灰の 3 分の 1 程度しかタンク内で貯留できない。

<懸念事項>

流動床乾燥灰用タンク、ストーカ乾燥灰用タンク双方とも容量に余裕がないため、乾燥灰の量が増加した場合、タンク容量が不足する可能性がある。特に、ストーカ乾燥灰が増加した場合、タンクの容量が不足する可能性が高い。

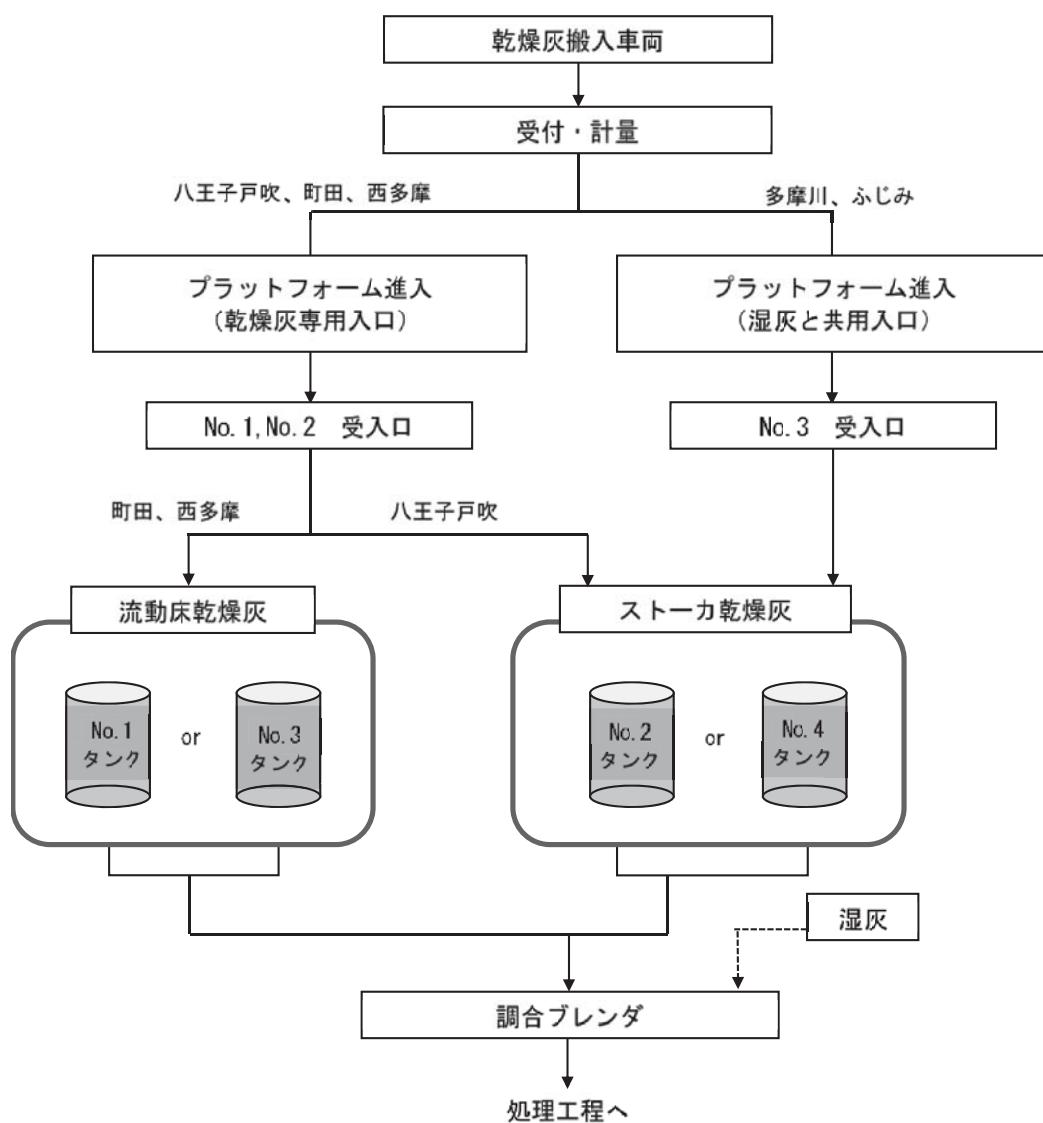


図 3-8 乾燥灰受入工程

ウ) 調合ブレンダ(図 3-6③)

<現状>

前処理（乾燥、選別及び破碎処理）をした湿灰と乾燥灰を調合ブレンダにおいて混合し、エコセメントの原料を調合している。

<懸念事項>

乾燥灰は比重が小さく、調合ブレンダで混合しにくいため、乾燥灰が増加した場合、適切なエコセメント原料の生成が困難となる可能性がある。経験則から、焼却残さと乾燥灰の比率が概ね 20%を上回るような事態となった場合に、影響が生じる可能性が考えられる。

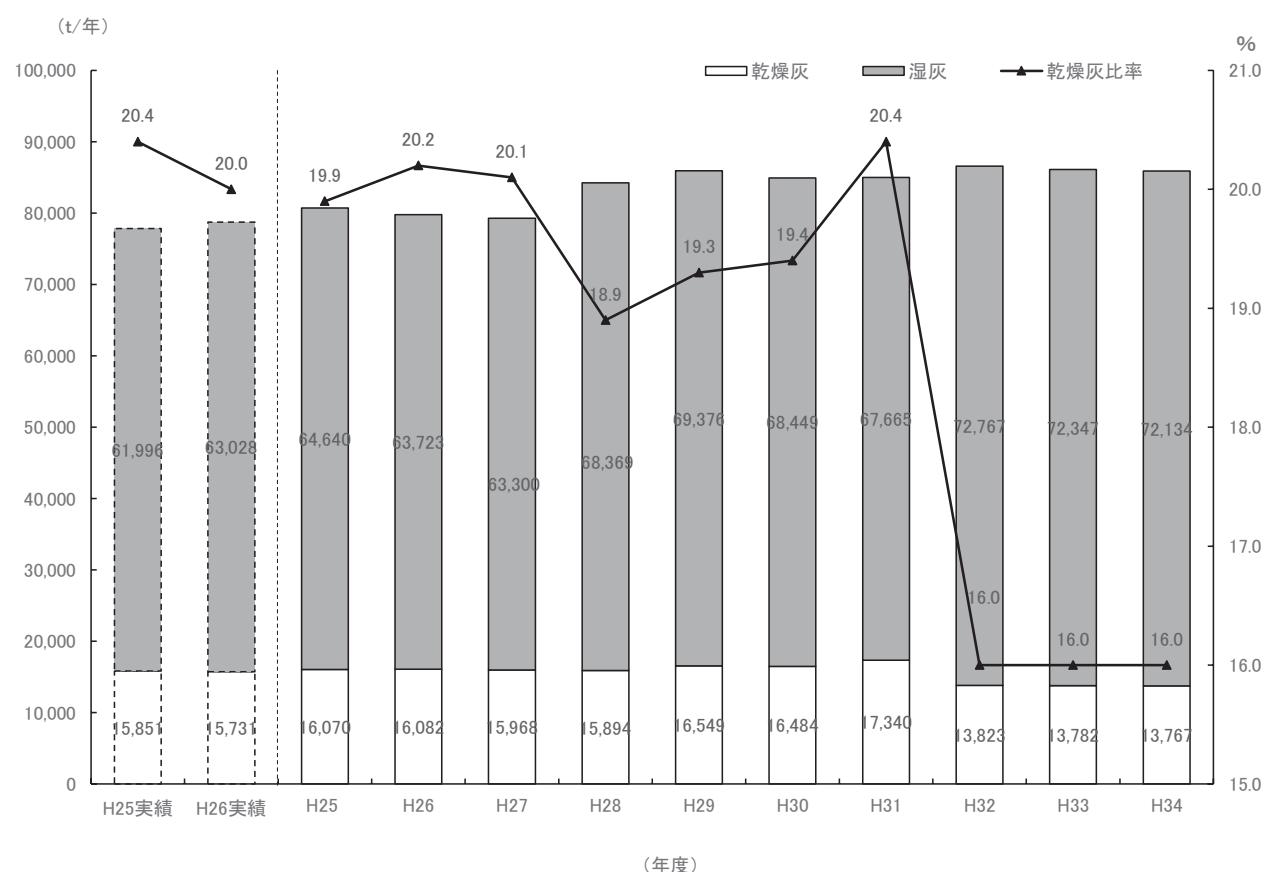


図 3-9 固化処理依頼を考慮した場合の乾燥灰／湿灰比率

② 施設増設に係る配置・コスト等の検討

①で挙げた懸念事項に沿い、今後乾燥灰が増加する場合に受け皿となる受入タンクの増設について検討する。

乾燥灰比率の増加によるエコセメント原料の生成の影響を考えると、受入タンクの増設だけでは対応不足であり、(概ね 20% の比率を超えた時に) 乾燥灰を固化処理する設備が併せて必要となる。

なお、受入タンク及び固化処理設備を増設・設置しようとした場合には現況のエコセメント化施設の敷地内では設置場所が確保できないため敷地外での対応となる。その場合に、以下の課題が存在する。

ア) 受入タンク及び固化処理設備（乾燥灰受入口、固化物搬出設備及び建屋を含む）の設置場所を確保し、敷地造成をする必要がある。

イ) 多大な設備投資費用が想定される。また、現施設外に設置するため効率性が劣る。

ウ) 環境アセスメント等の手続きが必要となり、設置までに相当の年月が必要となる。

エ) 乾燥灰搬入団体は、自施設で乾燥灰の固化処理が可能であることから、二重の投資となる。

このうちイ)については、乾燥灰受入タンク及び固化処理設備の設置に係る概算費用並びに敷地面積について、プラントメーカーにヒアリングを行った。なお、主な前提条件は以下のとおりである。

- ・ 建設予定地：二ツ塚処分場内の平地（詳細な場所の設定はなし）
- ・ 処理対象・処理方法：乾燥灰を受入後、キレート処理
- ・ 搬入車両：ジェットパッカー車
- ・ 処理能力：3 t/日 (=802 t/年^{※1} ÷ 244 日^{※2})

※1: 18,202 t/年(アンケート回答による平成 29 年度の乾燥灰搬入見込量) - 17,400 t/年(乾燥灰受入能力)

※2: 平成 23 年度から平成 25 年度までの乾燥灰受入平均日数

ヒアリングの結果、概算費用は 10 億円程度となり敷地面積は 200~400 m²程度となった。概算費用の内訳については表 3-1 のとおりである。なお、概算費用に造成費用は含まれていない。

表 3-1 概算建設費

項目	名 称	概算建設費（千円）※3	
		A社	B社
直接工事費			
	受入供給設備	27,000	78,000
	固化設備	99,000	174,000
	灰出し設備	39,000	47,000
	給排水設備	—※4	14,000
	電気・計装設備	380,000	80,000
	その他（集じん設備等）	86,000	91,000
	工場棟等土木建築工事	218,000	300,000
	計	849,000	784,000
その他間接経費			
	共通仮設費	23,000	14,000
	現場管理費	53,000	28,000
	一般管理費	70,000	74,000
	計	146,000	116,000
合計		995,000	900,000

※3：税抜き価格である。

※4：A社の見積には、給水配管及び排水処理に関する費用等は含まれていない。

③ 検討結果

ここで検討結果を踏まえ「搬入時間・搬入台数を考慮すると、乾燥灰の量が大幅に増加した場合、受入時間内での搬入が困難となること」「そもそも増設施設の設置場所の確保が困難であること」「10億円程度もかけて固化処理設備の二重投資をすることは非現実的であること」から、乾燥灰の搬入量が17,400t/年を上回る場合の対策としては、ハード面での対応ではなくソフト面での対応が現実的であると結論づけた。

(5) 固化処理依頼の仕組みについて

将来の乾燥灰搬入見込量については、図3-4のとおり17,400t/年を超過することはないと想定されるが、不測の事態等に備えて固化処理依頼の仕組みを検討する。

① 固化処理依頼について

現在、固化処理依頼については、隔週で搬入団体に対して実施している搬入予定量調査に基づいて、判断を行っている。2週間後から5週間後の搬入予定量についての調査を実施しており、その回答により受入タンクの容量を超過する恐れのある場合は、原則として、その週の約1ヶ月前に固化処理を依頼する。

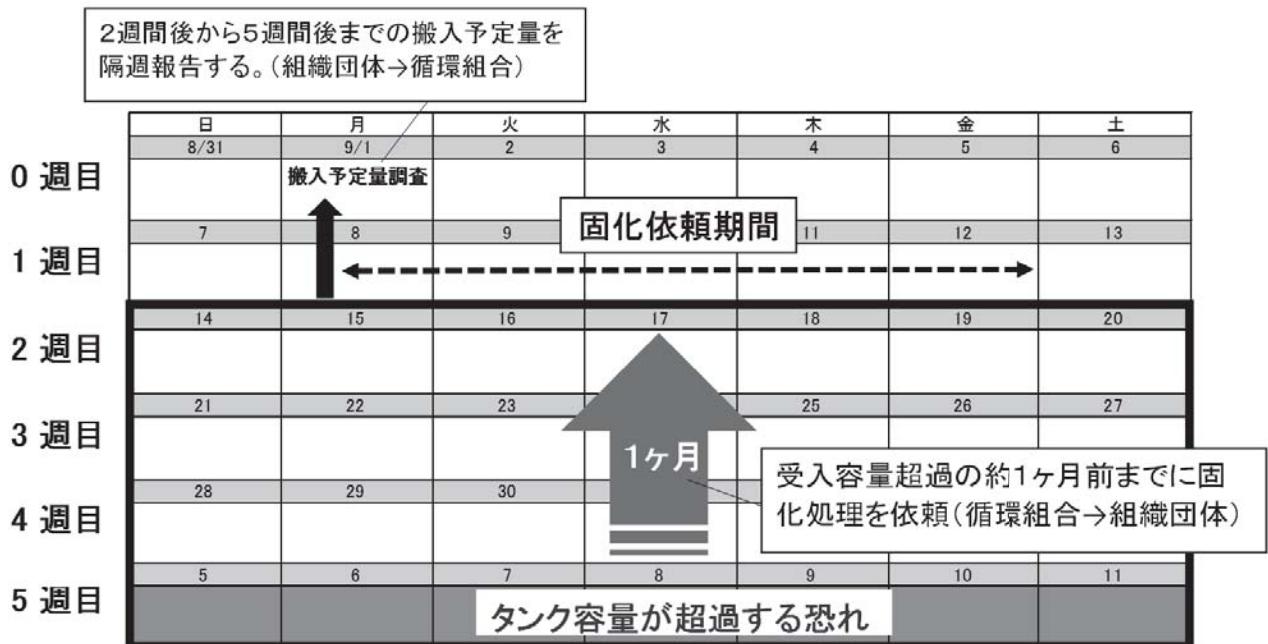


図 3-10 固化処理の仕組み(イメージ)

② 固化処理依頼の手順について

固化処理依頼の手順については、次のとおりとする。

手順①

搬入予定量調査に基づき超過するタンクを把握する。(ストーカ乾燥灰、流動床乾燥灰)

手順②

受入タンク容量を超過する原因となった搬入団体が特定できるようであれば、原因団体^{※1}に固化処理を依頼する。

手順③

手順②で原因団体の特定ができない場合は、エコセメント化施設建設時に、乾燥灰の搬出設備に先行投資した経緯を尊重し、先行搬入団体^{※2}（八王子市、町田市、西多摩衛生組合）に配慮した上で、固化処理を依頼する。

※1:原因団体とは、搬入見込量より実際の搬入量が大幅に増加することによって、受入タンクの容量を超過する原因となった団体を指す。

※2:先行搬入団体:エコセメント化施設の稼働開始に合わせ、無処理で乾燥灰を搬入できるよう改良工事を行った中間処理施設を所有する八王子市、町田市及び西多摩衛生組合を指す。

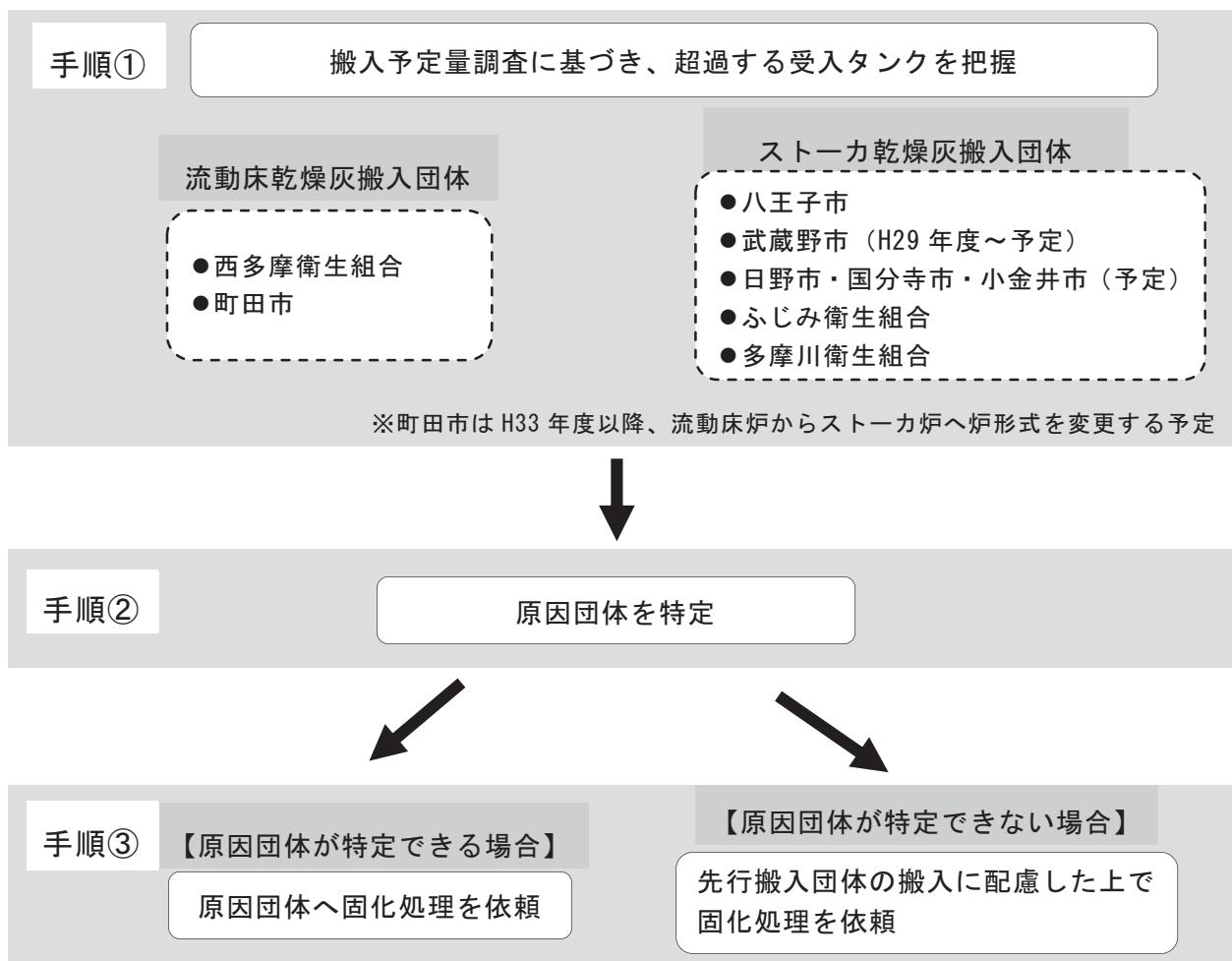


図 3-11 固化処理手順フロー図(イメージ)

③ これからの運用について

固化処理依頼の仕組みについては、毎年の搬入見込量及び隔週の搬入予定量調査に基づく正確な数値の把握が必要であり、そのために次のとおり運用を行っていく。なお、乾燥灰受入タンクについては、現在はストーカ乾燥灰用として2基、流動床乾燥灰用として2基で運用しているが、今後の炉別の乾燥灰発生量に応じて基数の割り振りを調整していく。

- 乾燥灰の搬入量が大きく変化する場合は、搬入団体は事前に循環組合に報告する。
- 新たに焼却施設を整備する場合は、固化処理設備の設置を前提に循環組合に事前相談する。
- 乾燥灰に関する設備の改造を行う場合についても、前項と同様、循環組合に事前相談をする。
- 「東京たまエコセメント化施設搬入団体連絡会」*を定期的に開催し、循環組合と組織団体、組織団体間で情報交換を行っていく。

*エコセメント化施設への焼却灰搬入団体と循環組合及び運営事業者による、焼却灰埋立処分の回避及び施設の効率的な操業等を進めるために必要な情報共有を図る会議。

3.2 搬入配分量算出方法の変更

(1) 変更の背景

搬入配分量は、平成5年に策定された「第1次基本計画」において最終処分場の長期にわたる使用を可能にするため組織団体が1年間に埋め立てる目標値として定めた考え方で、「第4次基本計画」まで継続している。

しかし、エコセメント事業の本格稼働及び各組織団体の努力の結果、埋め立てられる不燃残さ量が大幅に減少していることから、搬入配分量の位置づけは、設定当初と比べて大きく変化している。

(2) 変更の目的

不燃残さの搬入配分量については全組織団体の搬入量実績及び夜間・昼間人口を利用して共通原単位を算出していた。しかし、不燃残さを搬入しない団体の増加により実際の搬入量と乖離した数値となっていたことから、搬入実態を反映した数値に近づけるために搬入配分量算出方法の変更を行った。

(3) 不燃残さの搬入配分量算出方法の変更

不燃残さの搬入配分量を現実的な数値とするために、全組織団体を対象とした現行の算出方法から、不燃残さの搬入団体のみを対象とする方法に変更を行った（図3-12参照）。

※(N-2)年度とは、当該年度をN年度とした場合の2年度前であることを意味する。

（現行）

- ・非搬入団体を含めて搬入配分量を算出している。

①組織団体共通原単位計算式

◇ N年度家庭系不燃残さ容量目標: (ml／人日)

$$= \frac{(N-2\text{年度}^* \text{不燃残さ搬入容量合計}) \times (N-2\text{年度組織団体収集量合計})}{(N-2\text{年度組織団体収集量合計}) + (N-2\text{年度組織団体持込量合計})}$$
$$\div (N-2\text{年度組織団体夜間人口合計}) \div (N-2\text{年度年間日数})$$

◇ N年度事業系不燃残さ容量目標: (ml／人日)

$$= \frac{(N-2\text{年度不燃残さ搬入容量合計}) \times (N-2\text{年度組織団体持込量合計})}{(N-2\text{年度組織団体収集量合計}) + (N-2\text{年度組織団体持込量合計})}$$
$$\div (N-2\text{年度組織団体昼間人口合計}) \div (N-2\text{年度年間日数})$$

②搬入配分量計算式

◇ N年度組織団体別不燃残さ搬入配分量: ($\text{m}^3/\text{年}$)

$$= (N\text{年度家庭系不燃残さ容量目標}) \times (N-1\text{年度各組織団体夜間人口}) \times (N\text{年度年間日数})$$
$$+ (N\text{年度事業系不燃残さ容量目標}) \times (N-1\text{年度直近各組織団体昼間人口}) \times (N\text{年度年間日数})$$

(変更後)

- ・不燃残さ搬入団体のみで搬入配分量を算出する。

①搬入団体共通原単位計算式

◇ N年度家庭系不燃残さ容量目標: (ml／人日)

$$= (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入容量合計}) \times$$

(N-2 年度不燃残さ搬入団体収集量合計)

$\frac{(N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体収集量合計}) + (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体持込量合計})}{(N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体夜間人口合計}) + (N-2 \text{ 年度年間日数})}$

$\div (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体夜間人口合計}) \div (N-2 \text{ 年度年間日数})$

◇ N年度事業系不燃残さ容量目標: (ml／人日)

$$= (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入容量合計}) \times$$

(N-2 年度不燃残さ搬入団体持込量合計)

$\frac{(N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体収集量合計}) + (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体持込量合計})}{(N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体昼間人口合計}) + (N-2 \text{ 年度年間日数})}$

$\div (N-2 \text{ 年度不燃残さ搬入団体昼間人口合計}) \div (N-2 \text{ 年度年間日数})$

②搬入配分量計算式

◇ N年度組織別不燃残さ搬入配分量: (m^3 ／年)

$$= (N \text{ 年度家庭系不燃残さ容量目標})$$

$\times (N-1 \text{ 年度不燃残さ搬入団体夜間人口}) \times (N \text{ 年度年間日数})$

$+ (N \text{ 年度事業系不燃残さ容量目標})$

$\times (N-1 \text{ 年度直近不燃残さ搬入団体昼間人口}) \times (N \text{ 年度年間日数})$

図 3-12 本計画における不燃残さ搬入配分量の算出方法

※なお、焼却残さについても同様の計算式を用いる。

3.3 不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更

(1) 変更の背景

3.2 と同様、埋め立てられる不燃残さの搬入量が大幅に減少し、約4割の搬入団体が不燃残さを搬入していない状況にあることから、負担金計算方法の見直しを行う。

(2) 変更の目的

二ツ塚処分場事業費は、全組織団体が二ツ塚処分場搬入開始から（N-2）年度までの不燃残さ搬入実績累積量の比率による按分で算出していた。しかし、不燃残さを搬入していない団体が約4割に達していることから、不燃残さに関する費用負担を明確にするため、不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更を行う。

(3) ニツ塚処分場事業費の費目及び計算方法の検討

ニツ塚処分場事業費の費目については、全組織団体が負担すべき費用（建設管理費）と不燃残さを搬入している団体が負担すべき費用（埋立処分費）に分類する。

また、埋立処分費は、搬入の有無に関わらず埋立作業員や重機の配置等が必要であることを踏まえ、搬入量に関わらず通年で必要な費用（固定費）と搬入量に応じて発生する費用（変動費）に分類する。

(現行)

- ・二ツ塚処分場費 —— 二ツ塚処分場に係る全ての費用を、全組織団体が平成10年1月からの搬入実績累積量の比率で按分

(変更後)

- ・二ツ塚処分場費
 - 建設管理費^{※1} →施設の建設等に係る費用及び二ツ塚処分場
(浸出水処理施設を含む) の維持管理に係る費用
【全組織団体で負担】
 - 埋立処分費^{※2} →当該年度の埋立作業に係る費用（人件費及び重機リース料等）
【当該年度の不燃残さ搬入団体のみで負担】
 - ①固定費^{※3} …… 重機の配置に係るリース料等の固定費用
 - ②変動費^{※3} …… 埋立作業に係る人件費等

※1:建設管理費は施設の建設・改良や水処理等の維持管理及び運営に関する費用のため、現行の計算方法と同様、全組織団体の搬入実績累積量の比率で按分する。

※2:埋立処分費は当該年度の埋立処分に係る費用のため、不燃残さ搬入団体のみで負担する。

※3:管理費及びエコセメント事業費の固定費にならない、1/4を「固定費」として(N-2)年度の搬入団体で均等割し、3/4を「変動費」として(N-2)年度の搬入実績に応じて按分する。

図 3-13 本計画における二ツ塚処分場事業費の費目及び計算方法

表 3-2 本計画における二ツ塚処分場事業費の負担金計算方法

事業費の内訳	各組織団体における負担金の算出方法
建設管理費	現行どおり（搬入実績累積量の比率で按分）
埋立処分費	①固定費 …… (N-2)年度の不燃残さ搬入団体で均等割：1/4 ②変動費 …… (N-2)年度の不燃残さ搬入実績で按分：3/4

3.4 鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザについては、平成 26 年 12 月に東京都から相談及び協力の依頼を受け、鳥インフルエンザが発生した場合には、東京都からの協力要請により、焼却処分した鶏の残さを処分場に搬入することとしている（対象は 25 市 1 町）。これに伴い、残さについて、安全性が十分に確認できる分析項目の内容等の対応手順を、地元の了解を経て決定した。

(1) 現状

① 鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザとは、鳥に感染すると致死率が高い感染症である。伝播力が強く、日本でも平成 16 年から、断続的に感染が確認されている。主に渡り鳥によりウイルスが運ばれるため、11 月から 5 月に発生頻度が高い。鳥インフルエンザウイルスは、容易にはヒトに感染しない。70℃以上の高温でウイルスは死滅する。

② 国内の発生状況

- ・平成 26 年 4 月 13 日（1 例目） 熊本県球磨郡で約 11 万羽の鶏を殺処分
(国内では 3 年ぶり)
- ・同年 11 月 都内（江東区、大田区）で野鳥に感染の疑い
(最終的には陰性と確定)
- ・同年 12 月 16 日（2 例目） 宮崎県延岡市で約 4 千羽の鶏を殺処分
- ・同月 28 日（3 例目） 宮崎県宮崎市で約 4 万 2 千羽の鶏を殺処分
- ・同月 30 日（4 例目） 山口県長門市で約 3 万 7 千羽の鶏を殺処分
- ・平成 27 年 1 月 16 日（5 例目） 岡山県笠岡市で約 20 万羽の鶏を殺処分
- ・同月 18 日（6 例目） 佐賀県有田町で約 7 万 3 千羽の鶏を殺処分

※平成 26 年度は国内で 6 例発生（平成 27 年 3 月 19 日現在）

③ 都内の養鶏場について

100 羽未満の小規模養鶏場については、都独自の処分が可能とされている。都内では、1,000 羽以上を飼育している養鶏場は 19 戸（115,810 羽）、100 から 999 羽を飼育している養鶏場は 15 戸（6,392 羽）である（平成 25 年 2 月 1 日現在）。

(2) 発生時の組合としての対応手順

発生時の対応手順は図 3-14 のとおりとする。

- ① 都から組合に対し、焼却処分した鶏の残さについて、受け入れの要請 (⇒受諾)

- ② 緊急の対策委員会の開催を依頼し、委員会において状況等の説明及び協力の依頼

- ③ 鶏の焼却処分を実施した団体において、残さの分析を実施
【分析項目】
 - ・熱灼減量（10%以下）の確認データ
 - ・焼却炉の炉内温度（70度以上）の管理データ
 - ・その他、安全性を客観的に評価できるデータ
- ④ 組合が③の結果により、残さの安全性を確認

- ⑤ 町及び地元に④を報告し、搬入の理解を得る

- ⑥ 中間処理施設にて搬入車両の洗浄を徹底

- ⑦ 町及び対策委員の立会の下、搬入を実施
(残さは通常どおり処理)

図 3-14 発生時の対応手順

4 計画の進行管理

第5次計画（Plan）は、着実に実行（Do）し、その上で計画の目標に対する達成状況や各組織団体の動向等について毎年点検・評価（Check）を行い、必要な時期に見直し（Action）を行っていく。

なお、計画の実効性を高め事業の安定的運営を可能とするため、組織団体と協働で本計画を推進する仕組みが必要である。そこで、組織団体との定期的かつ双方向での対話が可能な機会として、「搬入団体連絡会」を定期的に開催し、双方向型での情報交換を行っていく。

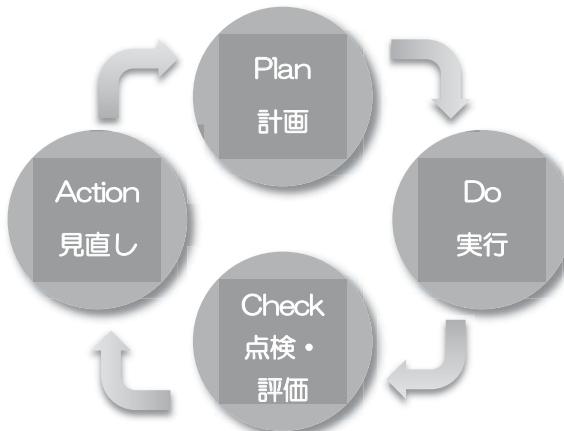


図 4-1 PDCA サイクル(イメージ)

表 4-1 点検・評価(Check)及び見直し(Action)の内容

項目	内容
点検・評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none">・ 搬入目標達成状況の確認（組成分析を含む）・ 減容（量）化に向けた取り組みの共有・ 乾燥灰搬入量と乾燥灰処理能力の確認・ 搬入量実績と搬入配分量の確認・ 組織団体の施設更新計画の確認・ エコセメント利用量等の組織団体からの報告結果の確認・ 搬入管理報告書（中間報告書）及び搬入管理報告書（決算報告書）の全組織団体での共有等
見直し (Action)	<ul style="list-style-type: none">・ 組織団体の施設更新計画を踏まえた搬入見込量の見直し・ 計画の見直し

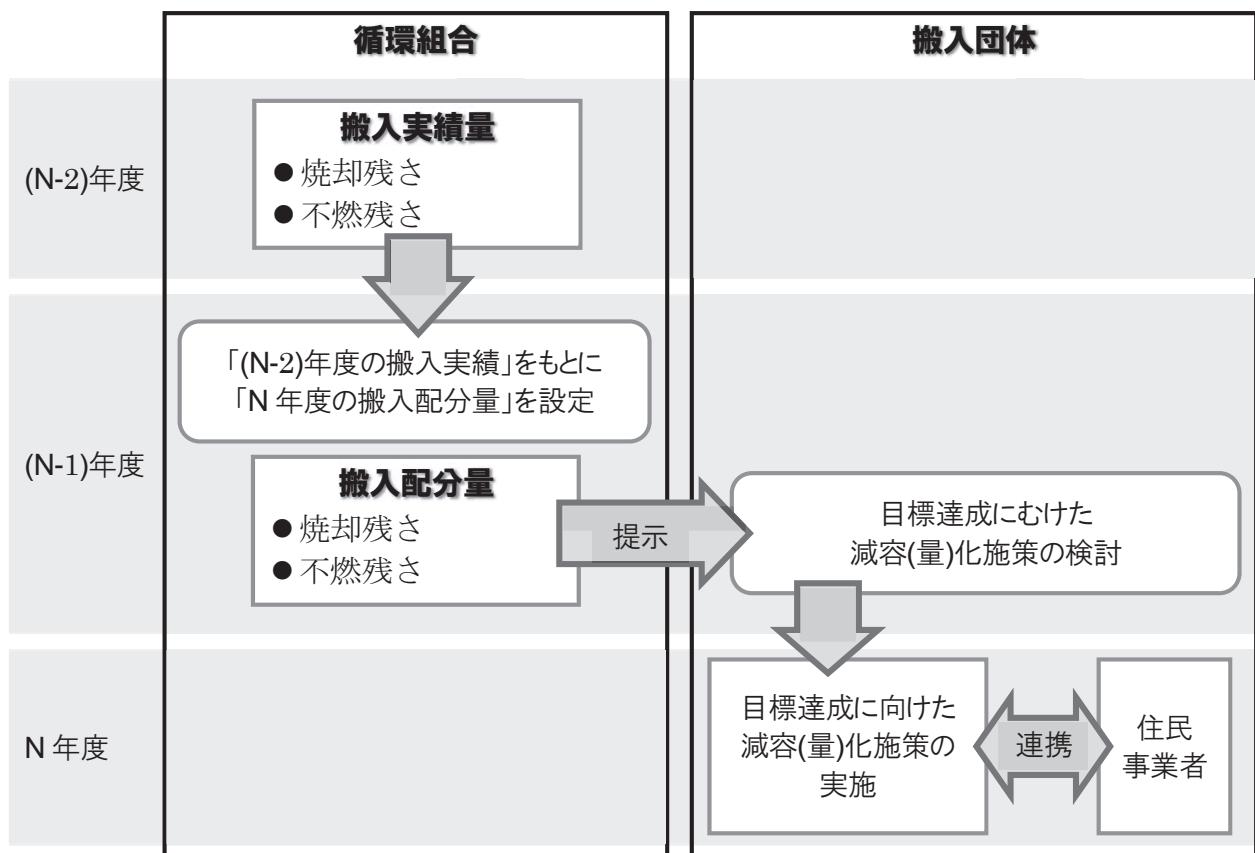
【 詳説編 】

5 搬入配分量の設定

5.1 搬入配分量の考え方

搬入配分量は、二ツ塚処分場の延命化、エコセメント化施設の安定的且つ効率的な運用を図るため、各組織団体の廃棄物搬入量の目標値として定めたものであるが、現在では、超過金・貢献金制度の基準となる数値として利用される意味合いが強くなっている。搬入配分量の設定については、次の仕組みで行っている。

- 搬入団体の最新の減容（量）実績を反映して設定する。
- 搬入団体が当該年度の目標達成に向けて減容（量）化施策の検討・実施を行えるよう、前年度に提示する。
- 当該年度の搬入実績量が搬入配分量を上回った場合には超過金を徴収し、下回った場合には貢献金を分配する。



搬入団体の減容(量)努力を引き出すため、超過金・貢献金制度を設定

● **搬入実績量 > 搬入配分量 → 超過金を徴収**

● **搬入実績量 < 搬入配分量 → 貢献金を分配**

図 5-1 搬入配分量の考え方

(1) 搬入配分量の単位

焼却残さ搬入配分量は重量(t)管理、不燃残さ搬入配分量は容量(m³)管理とする。

焼却残さは、エコセメント化施設能力が重量で定められていることを考慮し、焼却残さ搬入配分量を重量(t)で定める。

また、不燃残さは埋立処分を行うため、不燃残さ搬入配分量を容量(m³)で定める。

(2) 搬入配分量の算定

搬入配分量は、1人1日当たりの搬入団体共通原単位に当該団体の人口を掛けて定める。

搬入配分量は搬入団体共通原単位(1人1日あたりの搬入量)に当該団体の人口を乗じて定める。ここで、搬入団体とは、「(N-2) 年度に循環組合へ焼却残さを搬入していた組織団体」、「(N-2) 年度に循環組合へ不燃残さを搬入していた組織団体」とする。また、「(N-2) 年度に焼却残さ、不燃残さを搬入しなかった団体は、搬入配分量を配分しない。」

- 家庭系焼却残さ重量目標と家庭系不燃残さ容量目標には夜間人口、事業系焼却残さ重量目標と事業系不燃残さ容量目標には昼間人口を用い、それぞれ計算する。
- 焚却残さ搬入配分量の合計がエコセメント化施設能力を超える場合には、焼却残さ搬入配分量合計がエコセメント化施設能力と同じとなるように、搬入団体別搬入配分量に一定比率を掛けて補正する。

※エコセメント化施設能力：エコセメント事業実施計画（平成14年7月）の焼却残さのエコセメント対象量に基づき、94,000 t /年（日平均処理量 300 t /日）とし、月変動余裕分は見込まない。

(3) 搬入団体共通原単位

搬入団体共通原単位は、(ア)家庭系及び(イ)事業系に区分する。

組織団体の地域性の違いを目標値に反映させる配慮が必要であるため、各地域での事業系ごとの量に差異があることを考慮し、収集・持込量按分比を用いて、搬入団体共通原単位を(ア)家庭系、(イ)事業系としてそれぞれについて計算する。

これに焼却残さと不燃残さを考慮して、搬入団体共通原単位は以下の4つとなる。

ここで、焼却残さの搬入団体共通原単位については、「(N-2) 年度に循環組合へ焼却残さを搬入していた団体（=焼却残さ搬入団体）の収集・持込量、不燃残さの搬入団体共通原単位については、「(N-2) 年度に循環組合へ不燃残さを搬入していた団体（=不燃残さ搬入団体）の収集・持込量を用いて算出する。

表 5-1 搬入団体共通原単位の区分

	焼却残さ	不燃残さ
家庭系	重量目標(g/人・日)	容量目標(ml/人・日)
事業系	重量目標(g/人・日)	容量目標(ml/人・日)

(4) 焼却残さの搬入団体共通原単位

焼却残さの搬入団体共通原単位は、エコセメント化施設能力と直近搬入実績のどちらか小さい方によって定める。

焼却残さの搬入団体共通原単位は、下記の（ア）か（イ）のどちらか小さい方を用いて焼却残さの搬入団体共通原単位を計算する。

- (ア) エコセメント化施設能力を基準にした原単位／焼却残さは、原則エコセメント化施設に搬入する。焼却残さを埋立処分しないようにするには、焼却残さ搬入量をエコセメント化施設能力以下に抑えることが必要である。そこで、エコセメント化施設能力を基準として目標設定を行う。なお、エコセメント化施設の余力を、すでに過去において埋め立てられている焼却残さのエコセメント化のために活用する可能性がある。
- (イ) 直近年度の搬入実績を基準にした原単位／焼却残さ搬入量がエコセメント化施設能力を下回った場合、搬入団体の減量努力が実績を踏まえて年々高まっていくように、全搬入団体平均の直近年度の搬入実績を基準とした目標設定を行う。

(5) 不燃残さの搬入団体共通原単位

不燃残さの搬入団体共通原単位は直近搬入実績によって定める。

不燃残さに関する搬入団体の減容努力が、実績を踏まえて年々高まっていくように、全搬入団体平均の直近年度の搬入実績を用いて、不燃残さの搬入団体共通原単位を計算する。

5.2 使用する統計データ

使用するデータの調査機関、発表頻度等は表 5-2 に示すとおりである。また、N 年度の目標値を算出するためのデータの流れを図 5-2 に示した。

表 5-2 N 年度の目標値算出のための統計データ

データ種類	使用データ	データ時点	調査機関	発表年度	公表月
収集量 及び 持込量	市町村実績	(N-2)年度	財団法人 東京市町村 自治調査会	毎年度	(N-1)年度夏 に利用可能
夜間人口	住民基本台帳人口 (外国人登録人口を含む)	(N-2)年度 及び(N-1)年度 8月1日現在	市町村 及び 東京都	毎年	8月
昼間人口	国勢調査 昼間人口	(N-2)年度 及び(N-1)年度 の直近年度 10月1日現在	総務省	5年 に1回	調査年の 翌々年3月
焼却残さ 搬入重量 合計	循環組合 搬入実績	(N-2)年度	循環組合	毎年度	(N-1)年度春
不燃残さ 搬入容量 合計	循環組合 搬入実績	(N-2)年度	循環組合	毎年度	(N-1)年度春

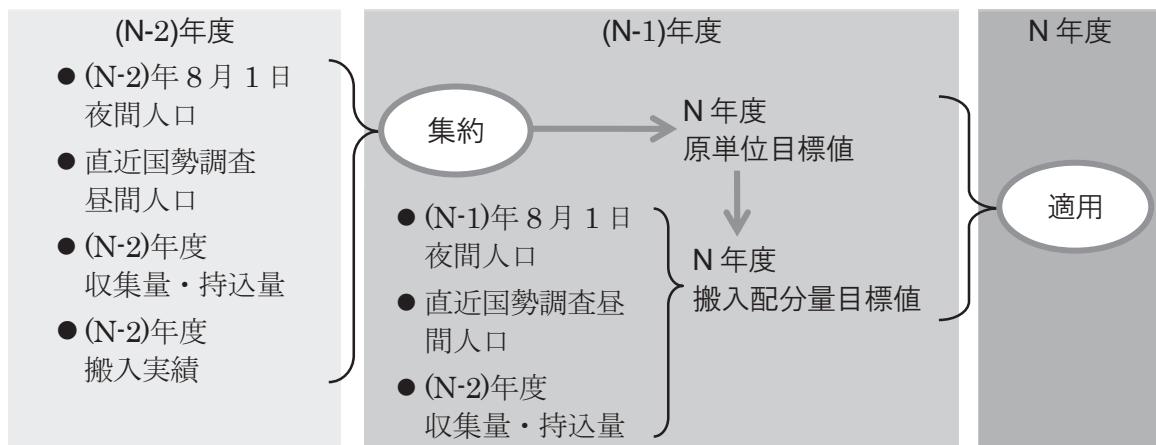


図 5-2 N 年度の目標値算出のための使用データの流れ

表 5-3 計画期間の各年度の目標値算定で使用するデータの時点

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
収集量及び持込量	H26	H27	H28	H29	H30
夜間人口	H26,27	H27,28	H28,29	H29,30	H30,31
昼間人口*	H22	H22	H27	H27	H27
焼却残さ搬入重量合計	H26	H27	H28	H29	H30
不燃残さ搬入容量合計	H26	H27	H28	H29	H30

*昼間人口はデータの公表時期により変化する場合がある。

6 負担金の算定

6.1 基本的な考え方

●負担金

- 負担金は、谷戸沢及び二ツ塚処分場、エコセメント化施設への搬入実績累積量の比率で按分することを基本とする。
- 負担金は、組織団体の予算編成に反映されるよう、前年度に算定して提示する。

負担金 (N 年度)	管理費	● 4 分の 1 を均等割、4 分の 3 を人口割
	事業費	<p>ニツ塚処分場事業費</p> <ul style="list-style-type: none">①建設管理費<ul style="list-style-type: none">● 平成 10 年 1 月から (N-2) 年度までの搬入実績累積量の比率で按分②埋立処分費<ul style="list-style-type: none">A 固定費<ul style="list-style-type: none">● 埋立処分費の 4 分の 1 を (N-2) 年度の不燃残さ搬入団体で均等割B 変動費<ul style="list-style-type: none">● 埋立処分費の 4 分の 3 を (N-2) 年度の不燃残さ搬入実績で按分
		<p>谷戸沢処分場事業費</p> <ul style="list-style-type: none">● 昭和 59 年 4 月から平成 10 年 4 月埋立終了までの搬入実績累積量の比率で按分
		<p>エコセメント事業費</p> <ul style="list-style-type: none">①施設建設費<ul style="list-style-type: none">● 平成 10 年 1 月から (N-2) 年度までの焼却残さ搬入実績累積量の比率で按分②固定費<ul style="list-style-type: none">● 4 分の 1 を均等割、4 分の 3 を人口割③変動費<ul style="list-style-type: none">● (N-2) 年度の焼却残さ搬入実績比率で按分④修繕費<ul style="list-style-type: none">● 平成 16 年度から (N-2) 年度までの焼却残さ搬入実績累積量の比率で按分

●超過金・貢献金

- 超過金・貢献金は、搬入実績をもとに算定し、負担金に上乗せする。

<超過金>

- ・焼却残さ： 超過金（円）＝ 超過量（t）× 超過金単価（15,000 円/t）
- ・不燃残さ： 超過金（円）＝ 超過量（m³）× 超過金単価（20,000 円/ m³）

<貢献金>

- ・貢献金は、超過金（総額）を貢献量に応じて配分

6.2 負担金予算配分

(1) 管理費

管理費の負担金は、均等割と人口割で配分する。

- 負担金のうち管理費部分は、従来通り 4 分の 1 を均等割とし、残り 4 分の 3 を人口割として各組織団体に配分する。
- 人口割に用いる人口は、(N-1) 年 8 月 1 日の住民基本台帳人口（外国人登録人口を含む。）を用いる。

(2) 事業費

二ツ塚処分場事業費の負担金は、建設管理費と埋立処分費に区分し、それぞれ定める。

- 建設管理費は、施設の建設・改良、水処理等の維持管理及び運営に関する費用に相当する。建設管理費は、平成 10 年 1 月二ツ塚処分場受入開始から (N-2) 年度までの搬入実績累積量【容量(m³)】の比率で配分する。
- 埋立処分費は、当該年度の埋立作業に係る費用に相当し、これを固定費と変動費に分ける。
- 固定費は、重機の配置に係るリース料等の固定費用に相当する。固定費は、埋立処分費の 4 分の 1 とし、(N-2) 年度の不燃残さ搬入団体で均等割する。
- 変動費は、埋立作業に係る人件費等に相当する。変動費は、埋立処分費の 4 分の 3 とし、(N-2) 年度の不燃残さ搬入実績で按分する。

谷戸沢処分場事業費の負担金は、谷戸沢処分場への搬入実績累積量に応じて配分する。

- N 年度の谷戸沢処分場に係る事業費の負担金は、昭和 59 年 4 月から平成 10 年 4 月埋立終了までの谷戸沢処分場への搬入実績累積量【容量(m³)】の比率で配分する。

エコセメント事業費の負担金は、施設建設費、固定費、変動費、修繕費に区分し、それぞれ定める。

- 施設建設費の負担は、二ツ塚処分場受入開始から（N-2）年度までの焼却残さ搬入実績累積量【重量(t)】に占める各組織団体別焼却残さ搬入実績比率に基づき配分する。
- 固定費は、エコセメント化施設の運転に係る管理費等に相当する。固定費は管理費と同様、4分の1を均等割とし、残りの4分の3を人口割として各組織団体に配分する。
- 変動費は、エコセメント化施設の運転に係る副資材・燃料等に関する処理費用に相当する。N年度のエコセメント化施設の変動費の負担は、N年度変動費を（N-2）年度の変動費割合で「湿灰の処理費用」と「乾燥灰の処理費用」に分け、それぞれの（N-2）年度の搬入実績【重量(t)】に応じて配分する。
- 修繕費は、エコセメント化施設の修繕に関する費用で、短期及び中長期的な大規模修繕を含めて費用を見込むものとする。N年度のエコセメント化施設の修繕費の負担は、N年度修繕費を「湿灰及び乾燥灰の施設修繕費」と「乾燥灰のみの施設修繕費」に分け、平成16年度※から（N-2）年度までの焼却残さ搬入実績累積量【重量(t)】（「湿灰及び乾燥灰」と「乾燥灰のみ」）に占めるそれぞれの各組織団体別焼却残さ搬入実績比率に基づき配分する。

※実質、「乾燥灰のみ」の搬入実績については、エコセメント化施設稼働後の平成18年度からの累計重量となる。

(3) 超過金・貢献金

超過金・貢献金は搬入配分量と搬入実績の差に応じて算定する。

- 組織団体による減容(量)を促進し、計画的・安定的に事業を行うために、超過金・貢献金制度を引き続き導入する。
- 組織団体別搬入配分量は、搬入団体共通原単位(1人1日あたりの搬入量)に各組織団体人口を乗じて定める。また、焼却残さ、不燃残さとともに、（N-2）年度に循環組合へ残さを搬入していなかった団体は、搬入配分量をゼロとする。
- 超過金は超過量（=搬入実績－搬入配分量）※に超過金単価を掛けて算出する。
- 貢献金は超過金合計額を貢献量（=搬入配分量－搬入実績）※に応じて配分する。
- 超過金・貢献金は負担金に追加・差引して精算する。

※焼却残さは重量(t)、不燃残さは容量(m³)

6.3 超過金・貢献金の精算

② 第4次計画の精算

- 第4次計画の精算額は、年度単位で確定する。
- 第4次計画の精算は、平成25～29年度の5年間で行う。

第3次 計画	第4次 計画					第5次 計画	H28 年度	H29 年度
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度			
		H23 精算額確定	→H23 精算					
			H24 精算額確定	→H24 精算				
				H25 精算額確定	→H25 精算			
					H26 精算額確定	→H26 精算		
						H27 精算額確定	→H27 精算	

図 6-1 第4次計画の精算時期

③ 第5次計画の精算

- 第4次計画の精算方法を踏襲する。

第4次 計画	第5次 計画					第6次 計画	
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
		H28 精算額確定	→H28 精算				
			H29 精算額確定	→H29 精算			
				H30 精算額確定	→H30 精算		
					H31 精算額確定	→H31 精算	
						H32 精算額確定	→H32 精算

図 6-2 第5次計画の精算時期

7 搬入実績の管理

7.1 基本的な考え方

(1) 搬入実績管理の対象

搬入実績として把握するのは「焼却残さ」及び「不燃残さ」の2つとする。

- 搬入実績は焼却残さ（重量）、不燃残さ（容量）で把握する。
- 焼却残さは、さらに湿灰と乾燥灰に分けて把握する。
- 焼却残さは、原則として全てエコセメント化し、埋立は行わないために、容量管理は行わない。ただし、エコセメント化施設が修繕等により休止した場合は、例外的に焼却残さを埋め立てることも考えられるので、焼却残さの体積換算係数も把握しておく。

(2) 焚却残さの把握方法(計測方法)

焼却残さの重量については、従来と同様に、直接計測する。

- ニッ塚処分場のトラックスケールで計測される重量をもって搬入実績とする。

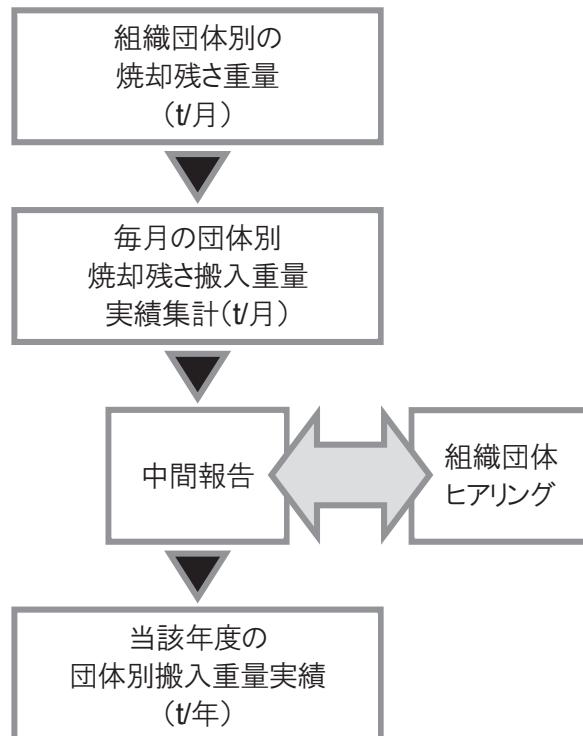


図 7-1 焚却残さの搬入実績管理フロー

(3) 不燃残さの把握方法(計測方法)

不燃残さの容量は組成分析等によって特定する「体積換算係数」※で換算する。

- 不燃残さの容量は重量に体積換算係数(m^3/t)を掛けて求める。体積換算係数は組成分析データ等によって設定する。

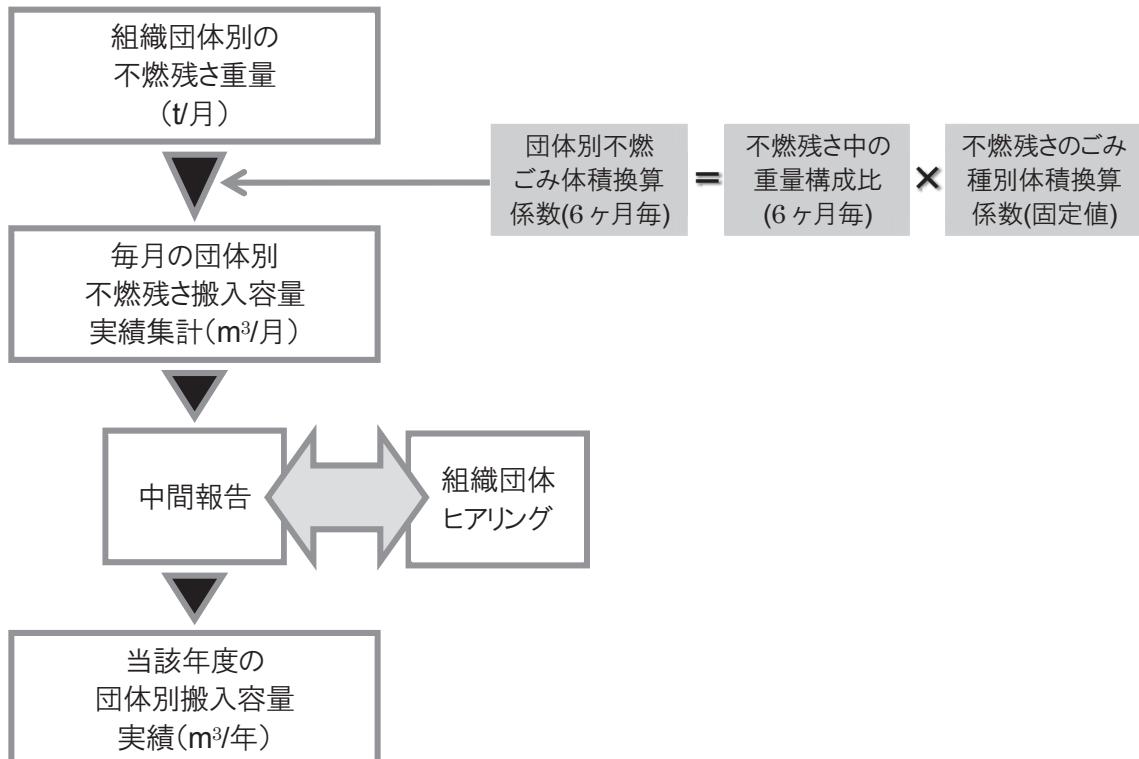


図 7-2 不燃残さの搬入実績管理フロー

※体積換算係数:重量あたりの容量

(4) 実績報告

循環組合と組織団体の双方で実績報告を定められた頻度で行う。

7.2 搬入日及び時間・覆土厚について

(1) 焼却残さ

焼却残さの搬入は、平日（月曜日から金曜日）、受付時間9時～16時とする。

※冬期（12月～2月）受付時間9時～15時30分

※但し、祝祭日を除く。

(2) 不燃残さ

不燃残さの搬入は、平日のうち水曜日、金曜日（平成26年度より週3回から週2回へ変更）、受付時間9時～16時とする。

※冬期（12月～2月）受付時間9時～15時30分

※但し、祝祭日を除く。

なお、覆土厚については、覆土材使用量を抑制して二ツ塚処分場の更なる延命化を図ることを目的に、平成26年度より50cmから30cmへ変更を行った。



図7-3 不燃物の搬入(左上)、搬入物チェック(右上)、埋立作業(即日覆土)(下)

8 今後の課題

8.1 エコセメント製品の使用量に応じた制度について

エコセメント化施設は、「第3次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年3月 環境省)においてうたわれている「地域循環圈づくり」を多摩地域で実現するために必要不可欠な施設であり、更なる資源循環を推進するためにはエコセメントの生成だけではなく生成したエコセメントの利用促進も重要である。

したがって、今後も引き続き、組織団体による積極的なエコセメントの利用促進が求められる。

エコセメントの使用量を負担金算定に含めることについては、以下の3点により、現時点では採用しないが、第6次計画以降での研究課題とする。

- ① エコセメント使用量は、組織団体からの報告数値であり、その数値の精度を高める必要があること。
- ② 市の規模により、使用量及び工事件数に差が生じ、有利・不利が出る可能性があること。
- ③ エコセメント出荷量に占める組織団体のエコセメント利用量は1%程度であり、少量であること。(平成25年度実績では、エコセメント出荷量122,200t、組織団体の利用量1,446t)。

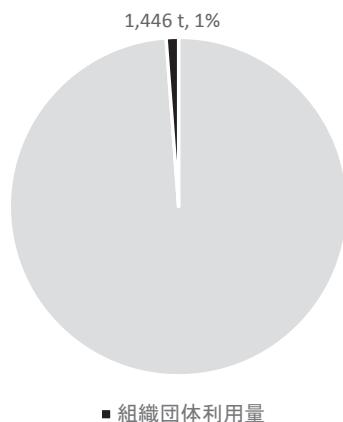


図 8-1 平成25年度のエコセメント出荷量(122,200t)に占める組織団体の利用量

8.2 不燃残さのエコセメント化について

現在、処分場に埋め立てられている不燃残さの構成物は、ガラス・陶器類（以下「ガラス類」と略す）が全体の約4割を占めているが、埋立量の更なる削減に向けガラス類のエコセメント材料への活用の可能性について検討を行う。

本件の検討にあたっては、中間処理段階におけるガラス類の厳格な選別が前提となるため、組合内部だけでなく組織団体とも連携する必要がある。

また、中間処理段階と最終処分段階の2パターンでの処理が想定できることから、これらを並行して検討することとし、可能であると判断した場合は、第5次計画の期間中であっても実施を視野に入れる。

8.3 焼却残さの数値目標の考え方について

組織団体のアンケート結果によると、焼却残さは第5次計画期間中に増える見込みではあるが、2.3 搬入目標の設定のとおり、5%の減容（量）という厳しい目標を設定した。

焼却残さの増加は、構成住民のごみ排出量が増加したわけではなく、主に中間処理施設の施設更新やそれに伴う炉形式の変更による焼却残さ発生率の変動によるものであると推測され、組織団体のごみ減量（量）化努力は引き続き懸命に行っている状況である。しかし、組織団体のごみ排出量の減少傾向の鈍化が現れてきており、ごみ減容（量）化努力の限界が近づいてきていると考えられる。

第6次計画以降は組織団体の焼却施設の更新も計画されており※、その動向を注視しながら、搬入目標の設定を行っていく。

※昨年度アンケート結果によると、平成33年度から平成37年度の間に、八王子市、立川市、小平・村山・大和衛生組合で、ごみ処理施設の更新が計画されている。

【 資料編 】

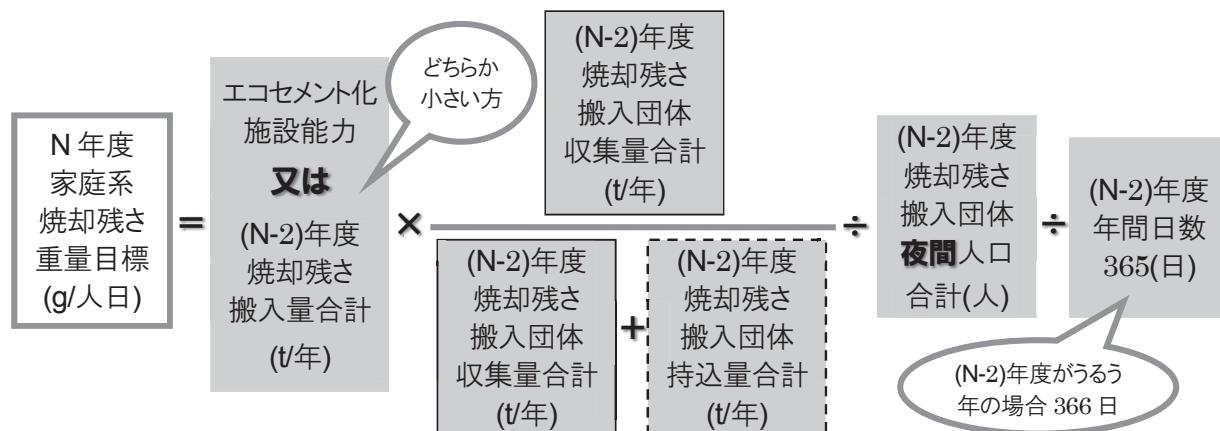
9 搬入配分量の計算式

9.1 搬入団体共通原単位

(1) 焼却残さ重量目標

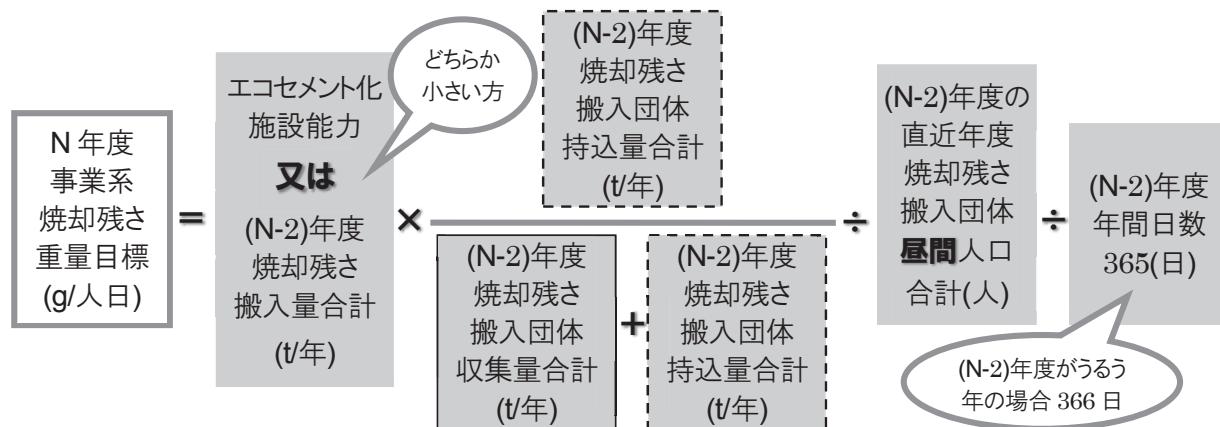
① 家庭系

家庭系焼却残さの重量目標 (g/人日) は、エコセメント化施設能力又は(N-2)年度の焼却残さ搬入量のどちらか小さい方に、家庭系ごみ割合(収集量と持込量の計に対する収集量の割合)を乗じ、さらに(N-2)年度の夜間人口と年間日数で除することで得る。



② 事業系

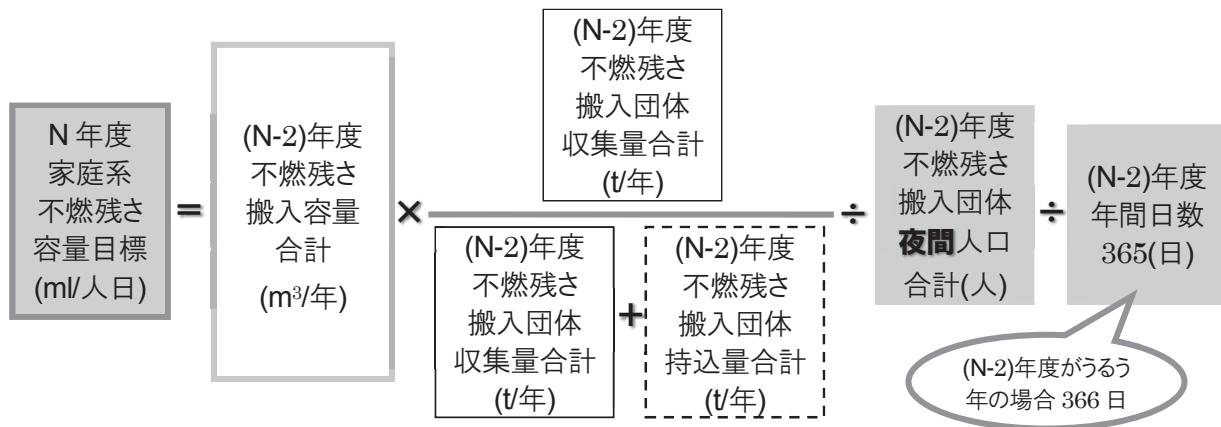
事業系焼却残さの重量目標 (g/人日) は、エコセメント化施設能力又は(N-2)年度の焼却残さ搬入量のどちらか小さい方に、事業系ごみ割合(収集量と持込量の計に対する持込量の割合)を乗じ、さらに(N-2)年度の昼間人口と年間日数で除することで得る。



(2) 不燃残さ容量目標

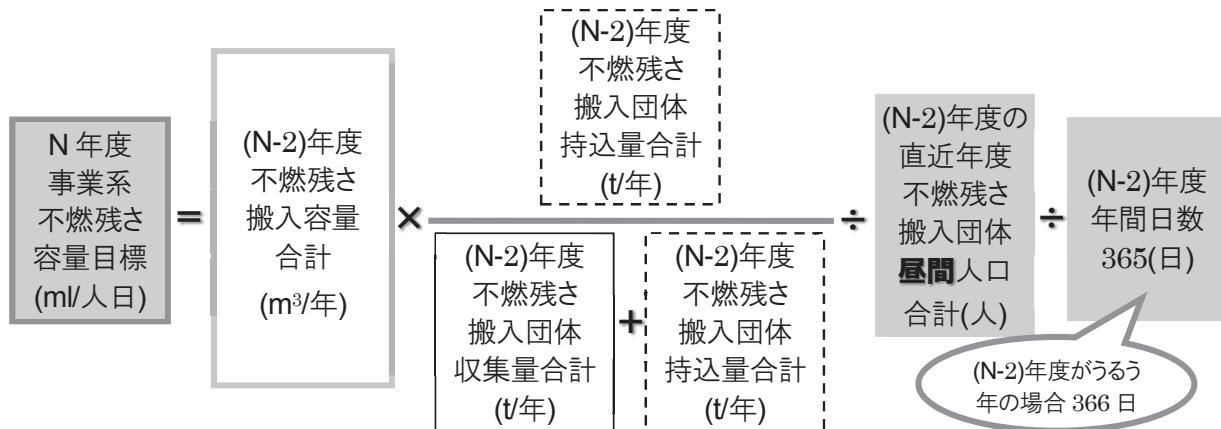
① 家庭系

家庭系不燃残さの容量目標 (ml/人日) は、不燃残さ搬入容量合計に、家庭系ごみ割合（収集量と持込量の計に対する収集量の割合）を乗じ、さらに(N-2)年度の夜間人口と年間日数で除することで得る。



② 事業系

事業系不燃残さの容量目標 (ml/人日) は、不燃残さ搬入容量合計に、事業系ごみ割合（収集量と持込量の計に対する持込量の割合）を乗じ、さらに(N-2)年度の昼間人口と年間日数で除することで得る。



9.2 搬入配分量

(1) 焚却残さ搬入配分量

焼却残さ搬入配分量 (t/年) は、59 頁で解説した家庭系・事業系それぞれの重量目標（共通原単位）に、家庭系は(N-1)年度の夜間人口、事業系は(N-1)年度の昼間人口と N 年度の年間日数を乗じて得る。

また、(N-2) 年度に循環組合へ焼却残さを搬入していなかった団体は、搬入配分量を配分しない（第 5 次計画から変更）。

■ (N-2)年度の搬入実績がある団体

$$N \text{ 年度搬入} \\ \text{団体 A} \\ \text{の焼却残さ} = \left[\begin{array}{c} \boxed{N \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{家庭系焼却} \\ \text{残さ重量} \\ \text{目標(g/人日)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \boxed{(N-1) \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{搬入団体} \\ \text{夜間} \\ \text{人口} \\ \text{合計(人)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \boxed{N \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{年間日数} \\ 365(日)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \boxed{N \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{事業系焼却} \\ \text{残さ重量} \\ \text{目標(g/人日)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \boxed{(N-1) \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{搬入団体} \\ \text{直近年度} \\ \text{昼間} \\ \text{人口} \\ \text{合計(人)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \boxed{N \text{ 年度}} \\ \times \\ \boxed{\text{年間日数} \\ 365(日)} \end{array} \right]$$

N 年度がうるう年の場合 366 日

N 年度がうるう年の場合 366 日

■ (N-2)年度の搬入実績がない団体

$$N \text{ 年度非搬} \\ \text{入団体 A} \\ \text{の焼却残さ} = \text{配分なし(ゼロ)} \\ \text{搬入配分量} \\ (t/\text{年})$$

(2) 不燃残さ搬入配分量

不燃残さ搬入配分量 ($m^3/\text{年}$) は、60 頁で解説した家庭系・事業系それぞれの容量目標（共通原単位）に、家庭系は(N-1)年度の夜間人口、事業系は(N-1)年度の昼間人口と N 年度の年間日数を乗じて得る。

また、(N-2) 年度に循環組合へ不燃残さを搬入していなかった団体は、搬入配分量を配分しない（第 5 次計画から変更）。

■ (N-2) 年度の搬入実績がある団体

$$\begin{aligned} \text{N 年度搬入} \\ \text{団体 A} \\ \text{の不燃残さ} &= \left(\text{N 年度} \right. \\ &\quad \left. \text{家庭系不燃} \right. \\ &\quad \left. \text{残さ容量目標} \right. \\ &\quad \left. (m^3/\text{人日}) \right) \times \left(\text{(N-1) 年度} \right. \\ &\quad \left. \text{搬入団体} \right. \\ &\quad \left. \text{夜間} \right. \\ &\quad \left. \text{人口} \right. \\ &\quad \left. \text{合計(人)} \right) + \left(\text{N 年度} \right. \\ &\quad \left. \text{事業系不燃} \right. \\ &\quad \left. \text{残さ容量目標} \right. \\ &\quad \left. (m^3/\text{人日}) \right) \times \left(\text{(N-1) 年度} \right. \\ &\quad \left. \text{搬入団体} \right. \\ &\quad \left. \text{直近年度} \right. \\ &\quad \left. \text{昼間} \right. \\ &\quad \left. \text{人口} \right. \\ &\quad \left. \text{合計(人)} \right) \times \left(\text{N 年度} \right. \\ &\quad \left. \text{年間日数} \right. \\ &\quad \left. 365(\text{日}) \right) \end{aligned}$$

■ (N-2) 年度の搬入実績がない団体

$$\begin{aligned} \text{N 年度非搬} \\ \text{入団体 A} \\ \text{の不燃残さ} &= \text{配分なし(ゼロ)} \\ \text{搬入配分量} \\ &(m^3/\text{年}) \end{aligned}$$

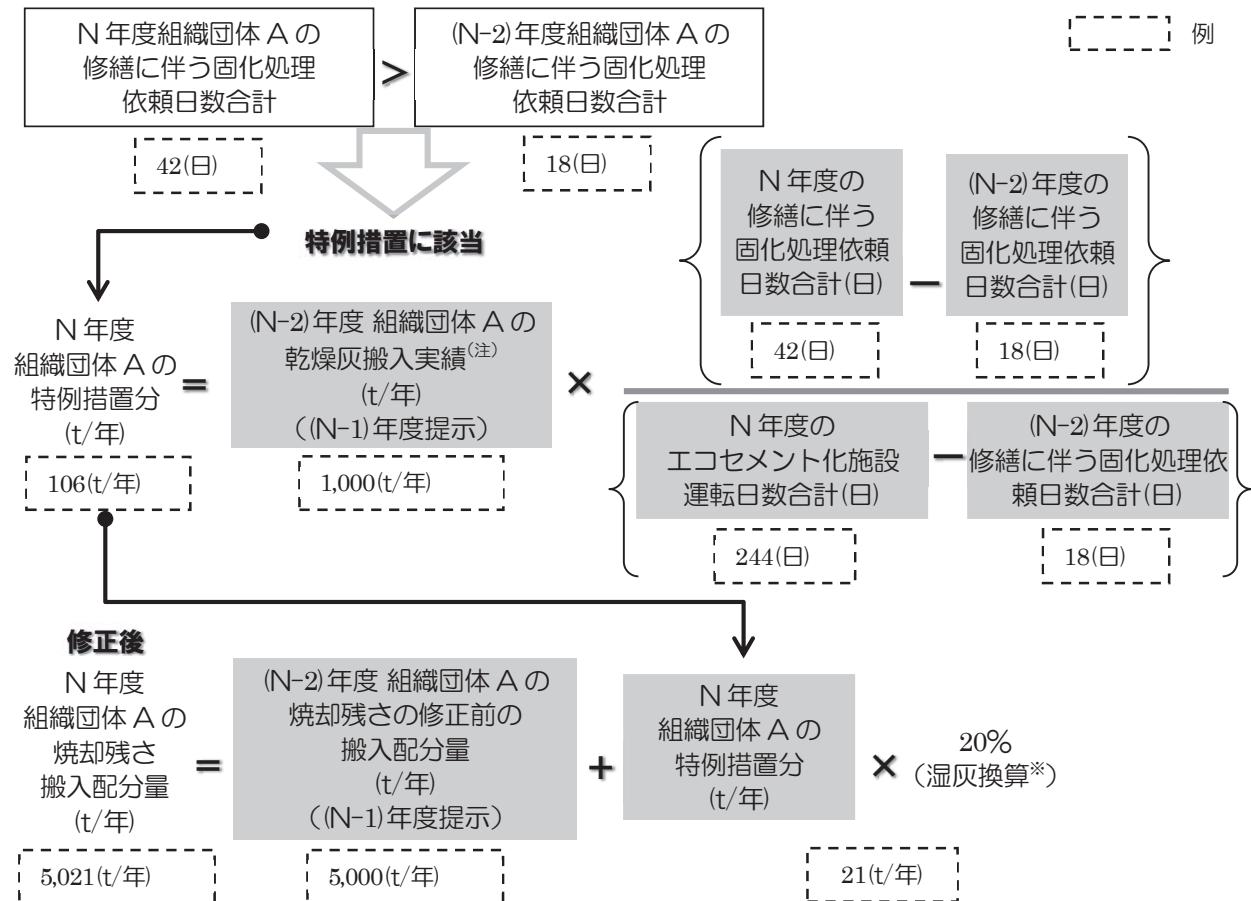
9.3 エコセメント化施設の大規模修繕実施時の特例措置

エコセメント化施設では、第5次計画期間内に一定期間大規模修繕を実施する予定であり、その期間中は乾燥灰を固化処理し、湿灰として搬入する必要がある。

そこで、大規模修繕実施時に、乾燥灰の固化処理依頼日数が増加した場合は、乾燥灰搬入団体に対して、下記のルールを適用する。

N年度の焼却残さ搬入配分量は、(N-2)年度の搬入実績をもとに設定していることから、大規模修繕実施により、N年度の修繕に伴う固化処理依頼日数が、(N-2)年度の修繕に伴う固化処理依頼日数より多くなった場合に限り、焼却残さ搬入配分量を上方修正できる。

上方修正を行う時期は、(N+1)年度のN年度搬入実績の公表時とする。



*湿灰の水分率を20%として、乾燥灰から湿灰へ換算。

注：(N-2)年度の乾燥灰搬入実績が存在しない場合

(N-2)年度の乾燥灰搬入実績が存在しない場合については、N年度の大規模修繕実施月の前2月の焼却残さ搬入実績に対する乾燥灰搬入実績比率の平均を求め、それをN年度の焼却残さ搬入配分量に乗じたものを、(N-2)年度の乾燥灰搬入実績とみなす。

図 9-1 エコセメント化施設の大規模修繕実施による特例措置

10 搬入実績の管理について

10.1 体積換算係数の算定方法

(1) 焼却残さ

① 管理数値

焼却残さの管理数値は重量（t）を基本とし、体積換算は行わないこととする。

- 焼却残さの搬入実績管理は、原則として全てエコセメント化施設へ搬入し、埋立を行わないことから、搬入管理は重量（t）を基本とする。
- 焼却残さに係る搬入配分量の設定及び負担金の算定等の管理数値は、重量（t）を用いて管理する。
- ただし、例外的にエコセメント化施設が修繕等により休止の場合は、焼却残さも分割埋立することも考えられるため、その際に備えて焼却残さの体積換算係数を把握しておく。
- したがって、体積換算係数の把握は、循環組合の埋立管理に必要な数値として位置づけ、搬入配分量や負担金等の精算行為には用いない。

② 埋立管理に用いる体積換算係数

埋立管理に用いる焼却残さの体積換算係数の把握は、年に1回5月に循環組合が行う。

- 焚却残さの体積換算係数の計算は、組織団体と循環組合のクロスチェックは行わず、埋立管理に必要な数値として年1回、循環組合のみで5月に行い、5月から翌年4月まで適用する。

③ 算出方法

焼却残さの体積換算係数の算出方法は従来通りとする。

- 焚却残さの体積換算係数は、図10-1に示す項目で組成分析を行い、表10-1に示す計算式で算出する。
- 図10-1で組成分析結果を用いて算出されるごみ種別割合を表10-1のA、B、Cに代入して体積換算係数を算出する。

項目		乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)
		重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	
有価物	金属(鉄類)					<不燃物> %
	金属(非鉄類)					
	ガラス類					
	有価物計					
有価物以外	陶磁器・石類					<焼却残さ> %
	その他不燃物類					
	焼却残さ(5mm以上)					
	焼却残さ(2~5mm以上)					
可燃物	焼却残さ(2mm未満)					<可燃物> %
	有価物以外計					
	合 計					
	見掛け比重(kg/l)					
含 水 率 (%)						

図 10-1 焼却残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

表 10-1 焼却残さ体積換算係数算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積 換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合 (%)	①×②／100
不燃残さ	0.36	A	0.36A／100
焼却残さ	0.86	B	0.86B／100
可燃物	1.03	C	1.03C／100
計	—	100	(焼却残さの体積換算係数) (0.36A+0.86B+1.03C)／100

(2) 不燃残さ

① 算定にあたって

不燃残さの容量は組成分析によって得られた体積換算係数をもとに算出する。

- 不燃残さの体積換算係数については、実測された重量に体積換算係数 (m^3/t) を掛けて求める。
- 不燃残さ容量 (m^3) = 不燃残さ搬入重量(t) × 不燃残さ体積換算係数 (m^3/t)

② 体積換算係数算出のための組成分析

不燃残さの体積換算係数算出のための組成分析は、年2回実施する。

- 第4次計画期間中は、組成分析を年2回実施していた。第5次計画でもこれを踏襲する。
- 分析頻度は組織団体及び循環組合共に原則年2回とし、変動幅が小さいと考えられる5月と11月に実施し、5月から10月と11月から翌年4月までそれぞれ適用する。組織団体及び循環組合は、組成分析実施後速やかに図10-2に示す内容の報告書を作成し、組織団体及び循環組合へ報告する。分析頻度については必要に応じて適宜見直すものとする。

項目			乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)		
			重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)			
不燃物	有価物	鉄					<不燃物>		
		アルミニウム							
		その他金属							
		ガラス							
	有価物計								
	有価物以外	陶磁器							
		土砂石							
		その他不燃物							
	有価物以外計								
	不燃物計						%		
可燃物	紙						<可燃物>		
	繊維								
	厨芥								
	草木								
	その他可燃物								
	可燃物計						%		
焼却不適物	プラスチック	軟質					<軟質プラ>%		
		硬質							
	ゴム						<軟質プラ以外の焼却不適物>		
	皮革								
	その他焼却不適物								
	焼却不適物計								
	合 計						100.00 %		
見掛け比重(kg/l)									
含 水 率 (%)									

図10-2 不燃残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

③ 体積換算係数の算出方法

不燃残さの体積換算係数の算出方法は従来通りとする。

- 不燃残さの体積換算係数は、図 10-2 に示す項目で組成分析を行い、表 10-2 に示す計算式で算出する。
- 各組織団体と循環組合の組成分析結果の調整は、各組織団体と循環組合の組成分析によるごみ種別割合の平均値を表 10-2 のごみ種別割合とする。
- 図 10-2 で組成分析結果を用いて算出されるごみ種別割合を表 10-2 の D～G に代入して体積換算係数を算出する。

表 10-2 不燃残さの体積換算係数の算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積 換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合 (%)	①×②／100
不燃残さ	0.93	D	0.93D／100
可燃物	3.23	E	3.23E／100
軟質 プラスチック	3.23	F	3.23F／100
軟プラ以外の 焼却不適物	1.22	G	1.22G／100
計	—	100	(不燃残さの体積換算係数) (0.93D+3.23E+3.23F+1.22G)／100

10.2 搬入実績に係る報告

循環組合は、組織団体に対して表 10-3 に示すように、従前と同様の実績報告を行う。

表 10-3 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
定時報告	日報	毎日	—
	月報	毎月	—
	年報	年 1 回(年度末)	—
搬入実績	搬入管理報告書(中間報告書)	年 6 回(2 ヶ月に 1 回)	図 10-3
	搬入管理報告書(決算報告書)	年 1 回(5 月)	図 10-4
組成分析	焼却残さ組成分析調査結果報告書	年 1 回(7 月頃)	
	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年 2 回(7 月頃と 1 月頃)	
搬入配分量	搬入配分量確定値報告書	年 1 回(11 月頃)	—

組織団体は、循環組合に対して表 10-4 に示すように、従前と同様の実績報告を行う。

表 10-4 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
管理報告	有害廃棄物分別収集等の報告書	毎月(翌月末)	—
	構成団体別搬入実績報告書	毎月(翌月末)	—
	ごみ処理施設維持管理状況報告書	年 4 回(3 ヶ月に 1 回)	—
組成分析	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年 2 回(6 月末と 12 月末)	

表 10-5 主な報告書の報告スケジュール

		循環組合から組織団体へ報告		組織団体から循環組合へ報告	
N年度	4月			⇒有害廃棄物 分別収集等 報告書 ⇒構成団体別 搬入実績 報告書	⇒ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	5月	⇒(N-1)年度 搬入管理報告書 (第6回中間報告書)	⇒(N-1)年度 搬入管理報告書 (決算報告書) ※焼却残さ組成 分析調査実施 ※不燃残さ組成 分析調査実施	同上	※不燃残さ組成分 析調査実施
	6月			同上	⇒不燃残さ組成分 析調査結果報告 書
	7月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第1回中間報告書)	⇒焼却残さ 組成分析調査結 果報告書 ⇒不燃残さ組成分 析調査結果報告 書	同上	⇒ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	8月			同上	
	9月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第2回中間報告書)		同上	
	10月			同上	⇒ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	11月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第3回中間報告書)	⇒(N+1)年度 搬入配分量 確定値報告書 ⇒(N+1)年度 負担金 ※不燃残さ組成 分析調査実施	同上	※不燃残さ組成分 析調査実施
	12月			同上	⇒不燃残さ組成分 析調査結果報告 書
	1月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第4回中間報告書)	⇒不燃残さ組成分 析調査結果報告 書	同上	⇒ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	2月			同上	
	3月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第5回中間報告書)		同上	
(N+1)年 度	4月			同上	⇒ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	5月	⇒N年度 搬入管理報告書 (第6回中間報告書)	⇒N年度 搬入管理報告書 (決算報告書)	同上	
	...				

()年度 搬入管理報告書(第 回中間報告書)

[団体名:]

()年度	焼却残さ(t) ①	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
搬入配分量	うち乾燥灰(t)①'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不燃残さ(m3) ②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
搬入実績重量	焼却残さ(t) ③													
	うち乾燥灰(t)③'													
搬入実績容量	不燃残さ(t) ④													
	計(t) ⑤=③+④													
体積換算係数	焼却残さ(m3/t) ⑥													-
	不燃残さ(m3/t) ⑦													-
搬入実績容量	焼却残さ(m3) ⑧=③×⑥													
	不燃残さ(m3) ⑨=④×⑦													
累計量	計(m3) ⑩=⑧+⑨													
	焼却残さ(t) ⑪													
搬入配分量に 対する残存量	うち乾燥灰(t)⑪'													
	不燃残さ(m3) ⑫													
搬入配分量に 対する残存率	焼却残さ(t) ⑬=①-⑪													
	うち乾燥灰 ⑬'=①'-⑪'													
特記事項	焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。													

図 10-3 搬入管理中間報告書様式

()年度 搬入管理報告書(決算報告書)

[団体名 :]

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
搬入配分量		焼却残さ(t) ①					
		うち乾燥灰(t)①'					
		不燃残さ(m3) ②					
搬入実績量	搬入実績重量	焼却残さ(t) ③					
		うち乾燥灰(t)③'					
		不燃残さ(t) ④					
	搬入実績容量	計(t) ⑤=③+④					
(参考)体積換算係数		焼却残さ(m3/t) ⑨					
		不燃残さ(m3/t) ⑩					
搬入配分量に対する貢献量		焼却残さ(t) ⑪=①-③					
		不燃残さ(m3/t) ⑫=②-⑦					
特記事項		焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。					

図 10-4 搬入管理報告書(決算管理報告書)様式

10.3 具体的な負担金算定方法

(1) 管理費

$$N \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A の管理費} \\ (\text{千円/年}) = \left(N \text{ 年度} \text{ 管理費総額} (\text{千円/年}) \times \frac{1}{4} \div \text{組織団体数} \right) + \left(N \text{ 年度} \text{ 管理費総額} (\text{千円/年}) \times \frac{3}{4} \times \frac{(\text{N-1}) \text{ 年度} \text{ 組織団体 A の夜間人口(人)}}{(\text{N-1}) \text{ 年度} \text{ 組織団体夜間人口全体(人)}} \right)$$

▶ なお、(N-1)年度夜間人口は、8月1日住民基本台帳人口(外国人登録を含む)を用いる。

(2) 事業費

① ニッ塚処分場事業費

ア) 建設管理費

$$N \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A のニッ塚処分場建設管理費} \\ (\text{千円/年}) = \left(N \text{ 年度} \text{ ニッ塚処分場建設管理費総額} (\text{千円/年}) \times \frac{H10.1 \text{ から(N-2)年度までの組織団体 A の搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{H10.1 \text{ から(N-2)年度までの全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}} \right)$$

イ) 埋立処分費

A 固定費

$$N \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A のニッ塚処分場埋立処分費(固定費)} \\ (\text{千円/年}) = \left(N \text{ 年度} \text{ ニッ塚処分場埋立処分費総額} (\text{千円/年}) \times \frac{1}{4} \div (N-2) \text{ 年度の搬入団体数} \right)$$

B 変動費

$$N \text{ 年度} \\ \text{搬入団体 A のニッ塚処分場埋立処分費(変動費)} \\ (\text{千円/年}) = \left(N \text{ 年度} \text{ ニッ塚処分場埋立処分費総額} (\text{千円/年}) \times \frac{3}{4} \times \frac{(N-2) \text{ 年度の搬入団体 A の搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{(N-2) \text{ 年度の全搬入団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}} \right)$$

② 谷戸沢処分場事業費

$$N\text{年度} \quad S59.4 \text{から H10.4 埋立終了までの} \\ \text{組織団体 A の} \quad \text{組織団体 A の搬入実績累積量(m}^3\text{)} \\ \text{谷戸沢処分場} = \boxed{\begin{array}{c} N\text{年度} \\ \text{谷戸沢処分場事業費総額} \\ (\text{千円/年}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} S59.4 \text{から H10.4 埋立終了までの} \\ \text{全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)} \end{array}}$$

③ エコセメント事業費

ア) 施設建設費

$$N \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設建設費} \\ (\text{千円/年}) = \boxed{N \text{ 年度} \\ \text{エコセメント化施設} \\ \text{建設費総額} \\ (\text{千円/年})} \times H10.1 \text{ から}(N-2)\text{年度までの} \\ \text{組織団体 A の焼却残さ搬入実績累積量(t)}$$

1) 固定費

$$N \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ (\text{千円/年}) = \boxed{N \text{ 年度} \\ \text{エコセメント化施} \\ \text{設固定費} \\ \text{総額(千円/年)}} \times \frac{1}{4} \div \boxed{\text{組織} \\ \text{団体数}} + \boxed{N \text{ 年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{総額(千円/年)}} \times \frac{3}{4} \times \frac{(N-1) \text{ 年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{夜間人口(人)} \\ \hline (N-1) \text{ 年度} \\ \text{組織団体夜間} \\ \text{人口全体(人)}}$$

ウ) 変動費

$$\begin{aligned}
 & N \text{ 年度} \\
 & \text{組織団体 A の} \\
 & \text{エコセメント化} \\
 & \text{施設変動費} \\
 & (\text{千円/年}) = \boxed{N \text{ 年度}} \\
 & \text{エコセメント化} \\
 & \text{施設変動費} \\
 & \boxed{\text{【湿灰分】}} \\
 & \text{総額} \\
 & (\text{千円/年}) \times \frac{(N-2) \text{ 年度} \\
 & \text{組織団体 A} \\
 & \text{湿灰搬入} \\
 & \text{実績(t)}}{(N-2) \text{ 年度} \\
 & \text{全組織団体} \\
 & \text{湿灰搬入} \\
 & \text{実績(t)}} + \boxed{N \text{ 年度}} \\
 & \text{エコセメント化} \\
 & \text{施設変動費} \\
 & \boxed{\text{【乾燥灰分】}} \\
 & \text{総額} \\
 & (\text{千円/年}) \times \frac{(N-2) \text{ 年度} \\
 & \text{組織団体 A} \\
 & \text{乾燥灰搬入} \\
 & \text{実績(t)}}{(N-2) \text{ 年度} \\
 & \text{全組織団体} \\
 & \text{乾燥灰搬入} \\
 & \text{実績(t)}}
 \end{aligned}$$

▶ 湿灰と乾燥灰の変動費は、N 年度の変動費を、(N-2)年度の変動費割合で按分する。

(N-2)年度湿灰変動費割合=(N-2)年度湿灰処理費用/(N-2)年度湿灰+乾燥灰処理費用

(N-2)年度乾燥灰変動費割合=(N-2)年度乾燥灰処理費用/(N-2)年度湿灰+乾燥灰処理費用

▶ 第5次計画期間に新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分変動費が発生する。また、乾燥灰の搬入を止めた場合は、搬入停止後の2年間は乾燥灰分変動費が発生する。

I) 修繕費

$$\begin{aligned}
 \text{N 年度} \\
 \text{組織団体 A の} \\
 \text{エコセメント化} \\
 \text{施設修繕費} \\
 (\text{千円/年})
 \end{aligned}
 =
 \left[\begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{エコセメント化} \\
 \text{施設修繕費} \\
 \text{【湿・乾共通分】} \\
 \text{総額} \\
 (\text{千円/年})
 \end{array} \right] \times
 \frac{\text{H16 年度から} \\
 \text{(N-2)年度までの} \\
 \text{組織団体 A 焼却残さ搬} \\
 \text{入実績累積量(t)}}{\text{H16 年度から} \\
 \text{(N-2)年度までの} \\
 \text{全組織団体焼却残さ} \\
 \text{搬入実績累積量(t)}} +
 \left[\begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{エコセメント化} \\
 \text{施設修繕費} \\
 \text{【乾燥灰分】} \\
 \text{総額} \\
 (\text{千円/年})
 \end{array} \right] \times
 \frac{\text{H16 年度から} \\
 \text{(N-2)年度までの} \\
 \text{組織団体 A 乾燥灰搬} \\
 \text{入実績累積量(t)}}{\text{H16 年度から} \\
 \text{(N-2)年度までの} \\
 \text{全組織団体乾燥灰搬} \\
 \text{入実績累積量(t)}}
 \end{aligned}$$

➢ 第5次計画期間に新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分修繕費が発生する。また、乾燥灰の搬入を止めた場合であっても、搬入実績累積量に基づく乾燥灰分修繕費が発生する。

※修繕費について

- エコセメント化施設内の設備は、湿灰・乾燥灰の両方を対象にするもの(下図A)、乾燥灰のみを対象にするもの(下図B)に分けられる。ゆえに、湿灰のみを対象にする設備は存在しない。
- よって、下図Aの部分は、従来通り焼却残さ搬入量累積に応じた負担金を算定し、下図Bは、乾燥灰搬入団体のみを対象に、乾燥灰搬入量累積に応じて負担金を算定することとする。(受益者負担の原則)

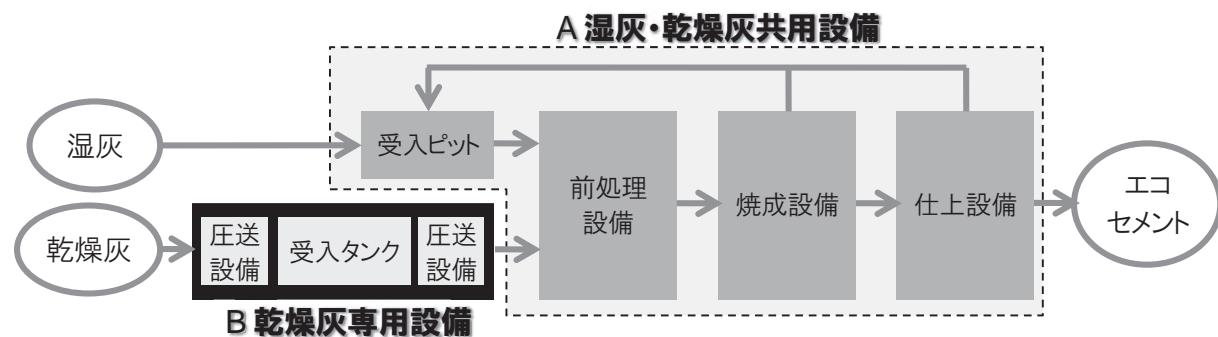


図 10-5 湿灰、乾燥灰の対象設備(エコセメント化施設内)

(3) 超過金・貢献金

ア) 焼却残さの超過金

$$(N-2)\text{年度}\text{搬入団体A}\text{焼却残さに}\text{関する超過金} = \boxed{(N-2)\text{年度}\text{焼却残さ搬入実績} - \text{焼却残さ搬入配分量}} \times \boxed{\text{焼却残さ超過金単価} 15,000 \text{円/t}}$$

(t/年)【正の場合】

※第4次計画では「(N-2)年度 組織団体」であったが、第5次計画より「(N-2)年度 搬入団体」に変更

イ) 不燃残さの超過金

$$(N-2)\text{年度}\text{搬入団体A}\text{不燃残さに}\text{関する超過金} = \boxed{(N-2)\text{年度}\text{不燃残さ搬入実績} - \text{不燃残さ搬入配分量}} \times \boxed{\text{不燃残さ超過金単価} 20,000 \text{円/m}^3}$$

(m³/年)【正の場合】

※第4次計画では「(N-2)年度 組織団体」であったが、第5次計画より「(N-2)年度 搬入団体」に変更

ウ) 貢献金

- 貢献金は、超過金総額を貢献量に応じて配分することによって算出する。

11 策定委員会について

■ 第5次廃棄物減容(量)化基本計画（仮称）策定委員会名簿

○策定委員

団体名	職名	氏名
八王子市	資源循環部長（～平成27年3月31日）	山崎 昇
	資源循環部長（平成27年4月1日～）	諸角 恒男
立川市	環境下水道部ごみ減量化担当部長	小澤 恒雄
武藏野市	環境部参事	木村 浩
三鷹市	生活環境部長	清水 富美夫
青梅市	環境部長	大谷 繁
調布市	環境部長	柏原 公毅
町田市	環境資源部長（～平成27年3月31日）	内山 重雄
	環境資源部長（平成27年4月1日～）	小島 達也
狛江市	環境部長	真田 典孝
清瀬市	都市整備部ごみ減量推進担当部長 （～平成27年3月31日）	岸 典親
	都市整備部ごみ減量推進課参事 （平成27年4月1日～）	佐々木 秀貴
東久留米市	環境部長（～平成27年3月31日）	小林 尚生
	環境安全部長（平成27年4月1日～）	
武藏村山市	生活環境部廃棄物・下水道担当部長 （～平成27年3月31日）	佐野 和実
	協働推進部環境担当部長 （平成27年4月1日～）	

○事務局

東京たま流域資源循環組合	事務局長（～平成26年7月15日）	鈴木 一幸
	事務局長（平成26年7月16日 ～平成27年3月31日）	小山 伸樹
	事務局長（平成27年4月1日～）	志村 公久
	参事兼事業調整課長	岡村 浩志
	業務課長	馬場 忠
	エコセメント担当参事	高橋 一広
	事業調整課副参事	西秀樹
	事業調整課主査（～平成27年3月31日）	井上 大樹
	事業調整課主査（平成27年4月1日～）	大杉 光生
	エコセメント担当主査	高柳 温子
	エコセメント担当主任	奈良 和彦

■ 第5次廃棄物減容(量)化基本計画（仮称） 策定委員会専門部会名簿

ブロック名	委員（各団体とともに清掃担当課長職）
第1ブロック	武藏野市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、西東京市
第2ブロック	三鷹市、府中市、調布市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、稻城市
第3ブロック	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、福生市、多摩市、羽村市、瑞穂町
焼却施設 搬入団体部会	八王子市、立川市、武藏野市、昭島市、町田市、日野市、東村山市、国分寺市 ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、多摩ニュータウン環境組合